第１章 総則

１－１ 事業目的

本事業は、久留米市（以下「市」という。）が実施する下水道施設（南部浄化センター及び中継ポンプ場並びにマンホールポンプ場）（以下「本件施設」という。）の運転維持管理、改築・修繕に係る点検調査、ストックマネジメント計画策定及び管路施設の点検調査、ストックマネジメント計画策定を包括的に委託することで、市の組織体制の補完と民間の創意工夫等の活用による経費縮減を図り、市と事業者との連携により、将来にわたり安定的に下水道事業を継続することを目的とする。

１－２ 要求水準書の位置づけ

本要求水準書は、応募者が技術提案書を、また、事業者が事業実施計画書を作成するに当たり、本事業に係る前提条件並びに市が求める本事業のサービス水準を定めると同時に、委託内容についての理解を深め、より具体的な検討を加えるための技術資料を提供するものである。そのため、応募者及び事業者は本事業の目的及び各要件の意図を十分汲み取り、優れた技術提案書及び事業実施計画書を作成すること。また、市及び事業者は、契約書と同様に本要求水準書に定められた諸事項について、その義務を負う。

１－３ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 21 年 3 月 31 日までとし、契約書及びその他関係書類（本要求水準書及び技術提案書等）に従い業務を実施する。ただし、事業契約締結日の翌日から令和 11 年 3 月 31 日までの期間は、移行期間（業務準備期間）とし、事業者は市又は市の指定する者より業務の引継ぎを受け、業務の習熟に努めるものとする。なお、業務引継に要する費用は、市又は市の指定する者及び事業者が、それぞれ負担するものとする。

					本事業期間												
業務			R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	備考
維持管理業務	現行委託																	
	本事業			契約	引継										引継			
	次期事業														引継			
ストックマネジメント（SM）計画策定業務	第2期(計画は市策定)																	
		処理場・ポンプ場 調査																第2期SM調査計画
		管路施設 点検調査																第2期SM調査計画
	第3期(本事業)																	
		処理場・ポンプ場 調査																第3期SM調査計画
		処理場・ポンプ場 計画策定																
		管路施設 点検調査																第3期SM調査計画
		管路施設 計画策定																
	第4期(本事業)																	
		処理場・ポンプ場 調査																第4期SM調査計画
		処理場・ポンプ場 計画策定																
		管路施設 点検調査																第4期SM調査計画
		管路施設 計画策定																

図 1-1 事業スケジュール

１－４ 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、下水道施設運転維持管理業務（運転管理業務、保守管理業務、修繕業務、廃棄物管理業務、文書管理業務）、ストックマネジメント計画策定業務（調査業務、ストックマネジメント計画策定業務）及び緊急時対応業務とする。併せて、事業開始前・移行期間中・契約終了時等に必要な業務を行うこととする。各業務の詳細については、「第３章　下水道施設運転維持管理業務の要求水準」から「第９章　危機管理（緊急時対応業務等）に関する要求水準」までに示す。

１－５ 業務履行

（１）基本事項

ア 本要求水準書は、本事業を実施する上で、事業者が満たすべき最低限の要件であり、業務実施の具体的内容・手法等は事業者の創意工夫による提案をもとに、市及び事業者の合意によって決定するものとする。

イ 事業者は、下水道使用者等が必要とするサービスを十分提供できるよう、また、各施設の機能が十分発揮できるよう、本要求水準書のほか契約書及びその他関係書類並びに別紙３遵守すべき法規制、適用基準に掲げるもののほか、関連する一切の法令、条例、規則及び基準（事業期間中に改正された場合は最新版を含む。）を遵守し、誠実かつ安全に業務を履行し、本件施設等を適切に運転維持管理するほか、点検調査、ストックマネジメント計画策定等を行うものとする。

（２）義務等の違反の措置

要求水準書等に関し、市又は事業者がその果たすべき義務に違反若しくは不履行があった場合の措置は、本要求水準書及び契約書によるものとする。

（３）業務管理

ア 事業者は、本件施設等の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、運転及び維持管理に精通するとともに、常に問題意識をもって業務の履行に当たり、自らの持つ技術力を活かし、様々な取組や創意工夫を行って、設備の予防保全並びに業務の効率化や高度化を図るよう努めるものとする。

イ 事業者は、日常的な教育訓練を行い、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに市に連絡するものとする。

ウ 事業者は、地域住民と十分に協調を保ち、業務を円滑に遂行するものとする。

（４）実施体制

事業者は、事業期間を通じて次に掲げる事項を満たすため、適正かつ確実に本事業を遂行できる体制を確保するものとする。

ア 本事業全体の効率的・効果的な遂行を管理するための体制・方法を明らかにするとともに、確実かつ機能的な実施体制を構築するものとする。

イ 事業者は、自己の責任において、本事業全体を総括する管理能力がある責任者（以下「業務統括責任者」という。）を置くものとし、本事業に従事する者（以下「従事者」という。）を確保するものとする。

なお、事業者が共同企業体（以下「JV」という。）の場合は、業務統括責任者は、本件施設等の運転維持管理業務若しくはストックマネジメント計画策定業務を担当する構成員（JV を構成する者）から選出するものとする。業務統括責任者には、現場への常駐を求めないものとする。

また、業務統括責任者は維持管理業務責任者、計画策定業務の管理技術者のいずれかを兼ねることができるものとする。

ウ 事業者は、運転維持管理業務の実施に際して、契約書及び本要求水準書に定める本事業の履行に必要な有資格者を配置するとともに、維持管理業務責任者及び維持管理業務副責任者を選任し、本事業に必要な各種マニュアルを作成するものとする。

なお、維持管理業務責任者及び維持管理業務副責任者は下水処理場での実務経験を 10 年以上有し、下水道管理技術認定試験（処理施設）合格者（平成 15 年度以前の合格者）、若しくは下水道技術検定（第 3 種）合格者の中から選任すること。

エ 事業者は、ストックマネジメント計画策定業務の実施に際して、４－２（２）に定める技術的管理を行う管理技術者及び照査技術者を置くものとする。なお、現場への常駐を求めるものではない。

オ 事業者は、教育・研修等により、従事者の知識及び技術の向上を図るほか、この教育・研修には、市の職員も必要に応じて参加できるよう配慮するものとする。なお、教育・研修等の内容は事業者の提案によるものとする。

カ 事業者が JV のときは、各構成員の本事業における役割分担等を明確にするものとする。

キ 事業者は、本事業の実施に当たり、地元企業・人材の活用を図る等、地域貢献に寄与すること。

（５）危機管理対応

ア 事業者は、天災又は本件施設の機能に重大な支障が生じた場合等、緊急事態が発生した場合に備えて、緊急連絡体制を整備するとともに、従事者を非常招集できる体制を確立し、必要な応急措置を行える準備をしておくこと。

イ 緊急事態が発生した場合、事業者は、必要な初期対応を行うとともに、速やかに市に連絡すること。

ウ 緊急事態の初期対応の考え方及び危機管理マニュアルの整備については、市と事業者の協議の上、詳細な危機対応を定めるとともに、市に提出するものとする。

（６）責任負担等

本事業における責任負担、経費負担、その他の負担については、契約書を基本とする。

第２章 事業実施計画書の要求水準

２－１ 基本事項

（１）事業者は、契約書のほか、次に掲げる事業実施計画書を作成し、契約書において定められた期日までに市に提出するものとする。なお、事業期間のうち、移行期間後の令和 11 年度から令和 15 年度までを第Ⅰ期、令和 16 年度から令和 20 年度までを第Ⅱ期と位置付ける。

ア 事業着手時引継業務実施計画書

イ 第Ⅰ期及び第Ⅱ期 5 箇年事業実施計画書

ウ 年間事業実施計画書

エ 第Ⅰ期及び第Ⅱ期 5 箇年修繕計画書

オ 年間修繕計画書

カ 危機管理マニュアル

（２）事業実施計画書は、以下に示す体裁等とするものとする。

ア 用紙は、原則として日本産業規格 A 列 4 判（A4 版）とする。ただし、図面・表その他で A4 判とすることが不適当な場合は、A3 又は A2 判の使用も可能とする。

イ 左綴じとし、使用フォント及びサイズは読みやすいことを条件として、特に指定しないものとする。

なお、綴じ代は 20㎜ 以上を基本とする。

（３）事業実施計画書は、正副各１部を作成し、その保管に耐えられるファイルに収め、市が正を、事業者が副をそれぞれ保管する。保管する期間は、事業期間終了後１年を経過する日までとする。

２－２ 事業着手時引継業務実施計画書

（１）事業着手時引継業務実施計画書に記載する事項は、次に掲げる事項を含むものとする。

ア 引継業務内容及び実施方針

イ 実施体制等、従事者・技術者等の配置・資格等、業務を実施する組織に関する事項

ウ 安全衛生、教育訓練等、事故等の未然防止に関する事項

エ 業務に関する報告、連絡、協議等、市と事業者間の確認・提出等に関する事項

２－３ ５箇年事業実施計画書

（１）第Ⅰ期及び第Ⅱ期５箇年事業実施計画書に記載すべき事項は、事業期間中の重要事項を基本とし、次に掲げる事項を含むものとする。

ア 本件施設等の下水道施設運転維持管理業務、ストックマネジメント計画策定業務並びに緊急時対応業務の実施に関する基本方針

イ 実施体制等、従事者・技術者等の配置・資格等事業を実施する組織に関する事項

ウ 緊急事態の対応・支援等緊急事態に関する事項

エ 安全衛生、教育訓練等、事故・災害等の未然防止に関する事項

オ 事業者が提供する業務品質の確保・向上に関する事項

カ 事業に関する報告、連絡、指示の受理、協議等、市と事業者間の確認・照合・提出等のプロセス等に関する事項

キ 地元企業の活用及び連携に関する事項

ク 地域人材の雇用に関する事項

（２）市は、事業者から第Ⅰ期又は第Ⅱ期５箇年事業実施計画書の提出を受理した日の翌日から10日以内に、その変更、修正若しくは再提出又は確認について、事業者に通知しなければならない。

ア 10 日を過ぎても市が事業者に、その変更、修正若しくは再提出又は確認について通知しないときは、5 箇年事業実施計画書が確認されたものとみなす。

イ 事業者は、第Ⅰ期又は第Ⅱ期５箇年事業実施計画書について、その変更、修正又は再提出を市から請求されたときは、その請求を受理した日の翌日から 10 日以内に、その変更、修正又は再提出をしなければならない。

２－４ 年間事業実施計画書

（１）当該事業年度における年間事業実施計画書に記載すべき事項は、次に掲げる事項を含むものとする。

ア 当該年度における業務実施組織、業務分担、従事者の体制・資格等に関する事項

イ 下水道施設運転維持管理業務、ストックマネジメント計画策定業務並びに緊急時対応業務、その他当該事業年度に実施する業務の年間実施計画に関する事項。ただし、年間実施計画は業務毎に、その詳細を記載するものとする。

ウ ストックマネジメント計画策定業務については、業務計画書として以下の事項を記載すること。

(1) 業務概要　(2) 実施方針　(3) 業務工程
(4) 業務組織計画　(5) 打合せ計画　(6) 使用する主な基準類
(7) 連絡体制（緊急時含む）　(8) 成果物の品質を確保するための計画
(9) その他、市が必要と認めたもの

エ 安全衛生、教育研修等に関し、当該年度に実施する計画・内容に関する事項

オ その他市若しくは事業者が必要とする計画・内容等に関する事項

（２）市は、事業者から年間事業実施計画書の提出を受理した日の翌日から 10 日以内に、その変更、修正若しくは再提出又は確認について、事業者に通知しなければならない。

ア 10 日を過ぎても市が事業者に、その変更、修正若しくは再提出又は確認について通知しないときは、年間事業実施計画書が確認されたものとみなす。

イ 事業者は、年間事業実施計画書について、その変更、修正又は再提出を市から請求されたときは、その請求を受理した日の翌日から 10 日以内に、その変更、修正又は再提出をしなければならない。

２－５ ５箇年修繕計画書

（１）第Ⅰ期及び第Ⅱ期 5 箇年修繕計画書には、次に掲げる事項を含むものとする。

ア 定期修繕を予定する設備等の名称・仕様

イ 定期修繕を予定する設備等毎の時期と修繕の概要

（２）第Ⅰ期 5 箇年修繕計画書は、現行のストックマネジメント計画並びに市の事業期間における修繕計画の内容を踏まえて作成すること。

（３）第Ⅱ期 5 箇年修繕計画書は、第Ⅰ期における事業者の運転管理業務実施の実施結果（点検・調査結果を含む。）を踏まえて作成すること。

（４）市は､事業者から第Ⅰ期又は第Ⅱ期 5 箇年修繕計画書の提出を受理した日の翌日から 10 日以内に、その変更、修正若しくは再提出又は確認について、事業者に通知しなければならない。

ア 10 日を過ぎても市が事業者に、その変更、修正若しくは再提出又は確認について通知しないときは、5 箇年修繕計画書が確認されたものとみなす。

イ 事業者は、第Ⅰ期又は第Ⅱ期 5 箇年修繕計画書について、その変更、修正又は再提出を市から請求されたときは、その請求を受理した日の翌日から 10 日以内に、その変更、修正又は再提出をしなければならない。

２－６ 年間修繕計画書

（１）当該事業年度における年間修繕計画書に記載すべき事項は、次に掲げる事項を含むものとする。

ア 当該事業年度に定期修繕を実施する設備等の名称・仕様・修繕費用。ただし、年間修繕計画は設備等毎に、その詳細を記載するものとする。

イ 当該事業年度に定期修繕を実施する設備等毎の時期と内容の詳細。

（２）市は、事業者から年間修繕計画書の提出を受理した日の翌日から 10 日以内に、その変更、修正若しくは再提出又は確認について、事業者に通知しなければならない。

ア 10 日を過ぎても市が事業者に、その変更、修正若しくは再提出又は確認について通知しないときは、年間修繕計画書が確認されたものとみなす。

イ 事業者は、年間修繕計画書について、その変更、修正又は再提出を市から請求されたときは、その請求を受理した日の翌日から 10 日以内に、その変更、修正又は再提出をしなければならない。

（３）事業者は、当該定期修繕を実施する日の 10 日前までに、当該定期修繕に関する工程、方法、安全管理、運転操作変更等に関する定期修繕実施計画書を作成し、市に提出するものとする。

（４）市は、前項の定期修繕実施計画書について必要があると認めるときは、事業者に意見を申し出ることができる。この場合、事業者は市の意見を聞かなければならない。

（５）年間修繕計画には、突発的な故障等による修繕（以下「突発修繕」という。）は含めないものとする。

２－７ 危機管理マニュアル

危機管理マニュアルは、９－２ 危機管理マニュアルのに従い作成すること。

第３章 下水道施設運転維持管理業務の要求水準

３－１ 基本事項

下水道施設の要求水準は、本事業を実施する上で市及び事業者が満たすべき最低限の要件である。また、運転維持管理の具体的内容・手法等は事業者の提案を基に、市と事業者の協議により決定するものとする。

３－２ 業務の基本的水準

（１）事業者は、自らのノウハウを最大限活用して、市が所有する下水道施設の運転管理及び維持管理を主体的に行い、下水を連続的に処理するとともに、現在の維持管理水準を維持することはもとより、その向上を図ること。

（２）業務の実施に当たっては、既存施設等の特質を十分理解し、安定処理が確保できるよう十分な業務履行体制でこれに臨むこと。

（３）事業者は、公共下水道事業の公益性を十分理解し、地域住民等に対する適切な配慮を行うほか、環境保全に取り組むものとする。なお、取組内容等は事業者の提案によるものとし、市に報告するものとする。

３－３ 業務対象施設

本事業の対象施設は次のとおりとする。

（１）下水処理場

南部浄化センター

（２）中継ポンプ場

ア 大善寺中継ポンプ場

イ 合川中継ポンプ場

ウ 上津中継ポンプ場

エ 北野中継ポンプ場

オ 三潴中継ポンプ場

（３）マンホールポンプ場

ア マンホールポンプ場グループ A

別紙１対象施設の概要（３）に示す施設 67（70）箇所
（ ）内の箇所数は令和９年度以降設置予定を含む。

イ マンホールポンプ場グループ B

別紙１対象施設の概要（４）に示す施設 42（45）箇所
（ ）内の箇所数は令和９年度以降設置予定を含む。

３－４ 事業期間を通じて市が事業者に委託する業務

（１）事業期間を通じて市が事業者に委託する業務は、表 ３-１～表 ３-３のとおりとする。委託する業務の要求水準については、３－５－１～３－５－５に示すものとする。

（２）別紙１対象施設の概要に示す下水道施設のうち上津中継ポンプ場、北野中継ポンプ場、三潴中継ポンプ場及びマンホールポンプ場グループ B に係る運転維持管理業務において、本業務に含まれていない業務については、市と別途契約する者により行われるものである。

（３）要求水準に記載のない事項であっても、市が事業者に委託する業務の範囲において、事業者が業務履行上で必要な事項については、事業者がこれを定め、市に提案するものとする。

（４）事業者は、第三者に再委託した業務についても自ら実施する業務と同等の責任を負うものとし、再委託企業との打合せ、協議、工程調整及び業務管理を主導的に行うものとする。

（５）再委託企業との打合せ及び協議内容については議事録を作成し、必要に応じて市へ提出するとともに、業務の進捗状況、課題及び対応方針を定期的に市へ報告するものとする。

（６）再委託企業については、市の「再委託承認願」の様式にて事前に市からの承認を得ること。

表 3-1　下水処理場（南部浄化センター）の対象業務

業務	南部浄化センター
(1)運転管理業務	(ア)運転業務 ①下水道施設における運転・監視操作及びその関連業務（送風量の調整、流入量調整、脱水機・濃縮設備の運転等） ②消化ガス、太陽光、水力発電設備の運転監視及び臨時対応 ③上記の日常点検及び巡視 (イ)水質管理業務 ①水処理、汚泥処理工程試験 ②放流水、脱水汚泥等検査（法定検査） ③処理機能の管理、残留塩素濃度の管理 ④異常時における水質試験等 (ウ)調達管理業務 ①水道、ガス、燃料の調達管理 ②電力、通信の調達管理 ③薬品類、その他消耗品類、資材の調達管理 ④脱硫剤の調達管理 (エ)保安管理業務 不審者の立入り防止等に関する施設の施錠・解錠等 (オ)貸与品管理業務 貸与品の消耗品交換、定期保守等 (カ)下水道事業ＰＲの業務 ・施設見学受付、説明等対応 ・場内イベント及び施設利用の準備に必要な作業
(2)保守管理業務	(ア)保守点検業務 ①土木、建築及び付帯設備の保守点検 ②機械設備、電気・計装設備の保守点検 ③法定点検、自主点検 ④簡易な故障修繕 ⑤点検設備等周辺の清掃等 ⑥主要人孔の保守点検

業務	南部浄化センター
	(イ)浚渫業務 沈砂池及び各種貯留槽の浚渫、清掃 (ウ)衛生管理業務 ①植木、植栽等への散水等 ②建物等諸室の清掃 ③事務室内の整理整頓 ④悪臭及びばい煙測定 ⑤騒音測定
(3)修繕業務	(ア)定期修繕 修繕計画に基づく下水道施設の修繕業務 (イ)突発修繕 設備機器の故障、破損等の突発的に発生する修繕業務（修繕を要する既存不具合箇所の修繕含む）
(4)廃棄物管理業務	下水道施設から発生する廃棄物の運搬及び処分の事務及び管理 ・脱水汚泥 ・沈砂、し渣
(5)文書管理業務	運転、水質管理、保守点検、補修その他の業務に関するデータの記録、各報告書の作成と報告、完成図書等の管理

表 3-2　中継ポンプ場別の対象業務

業務	大善寺中継ポンプ場 合川中継ポンプ場	上津中継ポンプ場 北野中継ポンプ場 三潴中継ポンプ場
(1)運転管理業務 （巡回方式）	(ア)運転業務 ・南部浄化センター操作室での監視、操作 ・日常点検及び巡視 ・現場における操作等の作業 ・警報発報時の初期対応 ・故障時対応 (イ)調達管理業務 ①水道、燃料の調達管理 ②電力、通信の調達管理 ③薬品類、その他消耗品類、資材の調達管理 (ウ)保安管理業務 ・不審者の立入り防止等に関する施設の施錠等	(ア)運転業務 ・南部浄化センター操作室での監視 ・－ ・－ ・－ ・故障時対応 (イ)調達管理業務 ①水道、燃料の調達管理 ②電力、通信の調達管理 ③薬品類、その他消耗品類、資材の調達管理 (ウ) － ・－
(2)保守管理業務	(ア)保守点検業務 ①土木、建築及び付帯設備の保守点検	(ア)保守点検業務 ① －

業務	大善寺中継ポンプ場 合川中継ポンプ場	上津中継ポンプ場 北野中継ポンプ場 三潴中継ポンプ場
	②機械設備、電気・計装設備の保守点検 ③法定点検、自主点検 ④簡易な故障修繕 ⑤点検設備等周辺の清掃等 (イ)衛生管理業務 ①植木、植栽等への散水 ②場内の整理整頓	②　－ ③法定点検、自主点検 ④　－ ⑤　－ (イ) － ①　－ ②　－
(3)修繕業務	(ア)定期修繕 修繕計画に基づく下水道施設の修繕業務 (イ)突発修繕 設備機器の故障、破損等の突発的に発生する修繕業務（修繕を要する既存不具合箇所の修繕含む）	(ア)定期修繕 修繕計画に基づく下水道施設の修繕業務 (イ)突発修繕 市の要請に基づき実施する修繕業務
(4)廃棄物管理業務	下水道施設から発生する廃棄物の運搬 ・し渣	－
(5)文書管理業務	運転、保守点検、補修その他の業務に関するデータの記録、各報告書の作成と報告、完成図書等の管理	運転、保守点検、補修その他の業務に関するデータの記録、報告書の作成と報告、完成図書等の管理

表 3-3　マンホールポンプ場別の対象業務

業務	マンホールポンプ場 グループA	マンホールポンプ場 グループB
(1)運転管理業務 （巡回方式）	(ア)運転業務 ・南部浄化センター操作室での監視 ・日常点検及び巡視 ・現場における操作等の作業 ・警報発報時の初期対応 (イ)調達管理業務 ・電力、通信の調達管理 ・その他消耗品類、資材の調達管理 (ウ)保安管理業務 ・制御盤の施錠	(ア) － ・－ ・－ ・－ ・－ (イ)調達管理業務 ・電力、通信の調達管理 ・その他消耗品類、資材の調達管理 (ウ) － ・－
(2)保守管理業務	(ア)保守点検業務	(ア) －

業務	マンホールポンプ場 グループＡ	マンホールポンプ場 グループＢ
	①機械設備、電気・計装設備の保守点検 ②簡易な故障修繕	①　－ ②　－
(3)修繕業務	(ア)定期修繕 修繕計画に基づく下水道施設の修繕業務 (イ)突発修繕 設備機器の故障、破損等の突発的に発生する修繕業務（修繕を要する既存不具合箇所の修繕含む）	(ア)定期修繕 修繕計画に基づく下水道施設の修繕業務 (イ)突発修繕 市の要請に基づき実施する修繕業務
(4)廃棄物管理業務	下水道施設から発生する廃棄物の運搬 ・し渣	－
(5)文書管理業務	運転、保守点検、補修その他の業務に関するデータの記録、各報告書の作成と報告、完成図書等の管理	運転、補修その他の業務に関するデータの記録、報告書の作成と報告、完成図書等の管理

３－５ 本件施設の要求水準

３－５－１ 運転管理業務の要求水準

事業者は事業期間において、以下に示す業務水準を確保すること。ただし、移行期間についてはこれを適用しないものとする。

（1）共通事項

ア 総則

（ア） 事業者は、本業務の履行に必要とする別紙３ 遵守すべき法規制、適用基準に掲げるもののほか、関連する一切の法令、条例、規則及び基準（事業期間中に改正された場合は最新版を含む。）及びその他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って業務を履行するものとする。

（イ） 事業者は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、平常時はもとより、故障・事故時においても迅速かつ適切に処置できるよう準備するものとする。

（ウ） 事業者は、事業実施計画書に、運転管理業務に必要な事項を定め、市に提出するものとする。

（エ） 事業者は、施設の構造、機能及び運転特性を十分理解した上で、安定した運転管理が継続して実施できる体制を確保するものとする。

イ 水量管理の要求水準

事業者は、下水の流入状況に応じて、必要な設備機器を運転することにより、管渠やポンプ井等の水位を調整することで、安定した水処理を行うとともに、管渠等から溢水しないよう水量管理に努めるものとする。

（ア） 本業務で上限とする１日当たりの流入下水量

a 事業期間において、上限とする１日当たりの流入下水量とは、表 3－4①に掲げる「日最大流入下水量（現有処理能力）」とする。

b １日当たりの流入下水量が「日最大流入下水量（現有処理能力）」を超えた場合の運転管理は、市と事業者との協議により決定する。

（イ） 事業者が処理すべき流入下水量

事業期間において、事業者が処理すべき流入下水量とは、表 3－4②に掲げる各事業年度における「想定流入下水量」とする。

表 3-4 処理すべき流入下水量の要求水準

対象項目		要求水準
①	日最大流入下水量（現有処理能力）	一日当たり 46,500m^3
②	令和 11 年度想定流入下水量	一年当たり 11,789,500m^3
	令和 12 年度想定流入下水量	一年当たり 11,789,500m^3
	令和 13 年度想定流入下水量	一年当たり 11,716,500m^3
	令和 14 年度想定流入下水量	一年当たり 11,712,000m^3
	令和 15 年度想定流入下水量	一年当たり 11,680,000m^3
	令和 16 年度想定流入下水量	一年当たり 11,680,000m^3
	令和 17 年度想定流入下水量	一年当たり 11,643,500m^3
	令和 18 年度想定流入下水量	一年当たり 11,675,400m^3
	令和 19 年度想定流入下水量	一年当たり 11,643,500m^3
	令和 20 年度想定流入下水量	一年当たり 11,643,500m^3

注）表中②の令和 11 年度から令和 20 年度に記載する想定流入下水量は変更する場合がある。

ウ 水質管理の要求水準

（ア） 本業務で上限とする流入水質

a 事業期間において、事業者が処理すべき流入下水の水質の上限は、表 3-5に掲げる「流入下水の水質」とする。

b 事業者は、流入下水の水質が表 3-5の基準を超えた場合においても、以下の表3-6に示す放流水質の要求水準を満たすように努力すること。ただし、この場合に放流水質が要求水準を満たさない状態が発生しても、事業者の責任は問わない。

表 3-5 流入下水の水質の要求水準

対象項目		要求水準
流入下水の水質（事業計画値）	BOD	300(mg/L)
	SS	240(mg/L)
	T-N	67(mg/L)
	T-P	6.4(mg/L)

（イ） 事業者が確保すべき放流水質

a 事業者は、流入下水の量及び水質に応じた水処理を行い、放流水質が要求水準を満足するよう運転管理に努めるものとする。
事業者が、事業期間において確保すべき水質は、表 3-6に掲げる水質汚濁防止法、下水道法等を踏まえ設定した契約基準を満足するものとする。
また、事業者は、事業期間において、過年度の放流水質を参考に水質管理上の目標水質を提案し、市の承諾を得ること。
なお、要求水準の遵守については、３－５－１（４）イで実施する法定検査実施ごとに評価する。

b 法改正等があった場合は、その都度見直しを行う。

表 3-6 放流水質の要求水準

対象項目	法定基準	契約基準	目標水質
pH	5.8 以上 8.6 以下	6.0 以上 8.4 以下	－
BOD（mg/L）	15 以下	15 以下	事業者の提案目標値
SS（mg/L）	40 以下	30 以下	
ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油類）（mg/L）	5 以下	5 以下	－
ノルマルヘキサン抽出物質（動植物油脂類）（mg/L）	30 以下		
大腸菌数（CFU/mL）	800 以下	300 以下	事業者の提案目標値
全窒素（mg/L）	120（60）以下	50 以下	－
全りん（mg/L）	3 以下	3 以下	事業者の提案目標値

有害物質（28 項目）	排水基準	排水基準の 10 分の 1 以下	―

※（）は日間平均値

※法定基準は、水質汚濁防止法における排水基準、同法に基づく県条例による上乗せ基準及び下水道法に基づく放流水質基準

エ 汚泥処理の要求水準

下水の処理によって生じた汚泥は、適切に水処理工程から引抜いて濃縮処理し、消化、脱水処理により、汚泥バイオガスの有効利用を図りつつ汚泥の減量化に努めるものとする。

事業者は、汚泥量及び汚泥性状の変動に適切に対応し、汚泥処理施設の機能を十分発揮させることにより、安定した汚泥処理を行うものとする。

（ア） 事業者が確保すべき含水率

a 事業者が、事業期間において、契約書に定める確保すべき脱水汚泥含水率は、表 3－7 に掲げる管理上限値以下とし、脱水汚泥量の低減を目的として、管理目標値以下での運転に努めること。

なお、要求水準の遵守については、３－４－１（４）ア で実施する汚泥処理工程試験及び市の確認試験により評価する。

b 脱水機の機種変更等により、脱水汚泥含水率の要求水準を変更する必要があるときは、契約書に従うものとする。

表 3-7 脱水汚泥含水率の要求水準

対象項目	管理上限値	管理目標値
脱水汚泥含水率	85.0%	年間平均値 84.0%以下

（イ） 事業者が確保すべき消化ガス発生量

a 事業者が、事業期間において、契約書に定める確保すべき消化ガス発生量は、表 3－8 に掲げる契約基準以上とする。

b 設備等の更新や流入下水量の変更等により、ガス発生量が変化する場合は、実績値を踏まえ、契約基準を変更するものとする。

表 3-8 消化ガス発生量の要求水準

対象項目	契約基準
年間総消化ガス発生量	1,100,000Nm^3/年以上

オ 公害防止の要求水準

事業者は、本件施設の運転管理、保守管理及び修繕業務の実施に当たり、周辺環境への影響を十分に考慮し、大気汚染、悪臭、騒音の発生防止に努めるとともに、別紙3 遵守すべき法規制、適用基準に掲げるもののほか、関連する一切の法令、条例、規則及び基準（事業期間中に改正された場合は最新版を含む。）を遵守しなければならない。

以下の表に公害防止の規制基準及び市の管理基準を示す。事業者は、各種規制基準等を満足するよう適切に施設を管理するものとする。

（ア） 騒音基準

騒音規制法が定める規制基準に準拠する。

維持管理に当たっては、表 3－9に示す規制値を満足すること。

表 3-9　騒音に関する規制基準

【単位：dB（A)】

	規制値
区域の区分 / 時間の区分	第２種区域
朝 (6：00～8：00)	50 以下
昼間 (8：00～19：00)	60 以下
夕 (19：00～23：00)	50 以下
夜間 (23：00～6：00)	50 以下

（イ） 悪臭基準

悪臭防止法が定める規制基準に準拠する。

維持管理に当たっては、表 3－１０に示す規制値を満足すること。

表 3-１０　悪臭に関する規制基準

【単位：ppm】

物質名	規制値
アンモニア	1.0
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009

（ウ） ばい煙基準

消化槽の加温の予備機としてボイラーを設置している。ボイラーを使用する際は、表3－１１に示す管理基準を満足すること。

表 3-１１　大気に関する規制基準

燃料の種類	消化ガス
規制項目	管理基準
ばいじん量（g/Ｎm^3）	0.05
窒素酸化物量（ppm）	120
硫黄酸化物（Ｋ値）	13

（２）運転業務の要求水準

ア 南部浄化センターの要求水準

（ア） 水処理施設運転管理

本業務は、市が提示する想定流入下水量を処理場に受け入れ、市が提示する放流水質の要求水準を満たすことを目的として、水処理施設の以下に示す業務を実施するものである。

a　管理棟２階操作室における監視、操作、記録等の作業

b　現場（機側の操作盤等）における計器類の指示値の記録等の作業

c　管理日報の作成、電気室等における計器類の指示値の記録等の作業

d　管理棟２階操作室内の整理、清掃等の作業

e　夜間の巡視点検

なお、１日当たりの流入下水量が「３－５－１運転管理業務の要求水準（１）共通事項イ（ア）a」の基準を超えた日並びに影響が残る翌日の運転においても、「同 ウ 水質管理の要求水準（イ）事業者が確保すべき放流水質」に示す放流水質の要求水準を満たすように市と事業者との協議を踏まえた対策を講じること。

（イ） 汚泥処理施設運転管理

本業務は、下水の処理によって生じた汚泥を、適切に水処理工程から引抜き、濃縮、消化、脱水処理により、汚泥を減量化するとともに、汚泥資源の有効利用を図ることを目的として、汚泥処理施設の以下に示す業務を実施するものである。

a　汚泥処理棟２階操作室における監視、操作、記録等の作業

b　現場（機側の操作盤等）における計器類の指示値の記録等の作業

c　管理日報の作成、電気室等における計器類の指示値の記録等の作業

d　汚泥処理棟２階操作室内の整理、清掃等の作業

e　夜間の巡視点検

（ウ） 消化ガス発電設備運転管理

事業者は、消化ガス発電設備について、別紙３ 遵守すべき法規制、適用基準に掲げるもののほか、関連する一切の法令、条例、規則及び基準（事業期間中に改正された場合は最新版を含む。）を遵守し、安全かつ安定的な運転管理を行うことにより、消化ガスの有効利用及びエネルギー利用の促進を図るものとする。

a　消化ガスの発生状況に応じて適切に発電設備を運転し、消化ガスを有効利用すること。

b　消化ガス発電設備の運転状況、発電量、ガス消費量及び設備異常の有無を常時監視し、必要な記録を行うこと。

c　設備の故障、異常又は性能低下が確認された場合は、速やかに必要な措置を講じ、市に報告すること。

イ 中継ポンプ場（大善寺中継ポンプ場、合川中継ポンプ場）の要求水準

（ア） 南部浄化センター操作室での監視、操作

本業務は、2 箇所の中継ポンプ場の運転状況を、南部浄化センター管理棟 2 階操作室で監視し、必要に応じて操作を行うものである。

事業者は、下水の流入状況に応じて、必要な設備機器を運転することにより、管渠やポンプ井等の水位を調整し、安定した揚水・送水を行うとともに、管渠等から汚水が溢水しないよう水量管理に努めること。

（イ） 現場における操作等の作業

現場での対応が必要な状況となった場合は、現場において操作等の作業を行うこと。

（ウ） 警報発報時の初期対応

警報発報を受けた場合に、復旧のための初期対応を行うこと。

事業者は、警報の内容に応じて、必要な設備機器の運転調整、修繕等の対応を行うことにより、安定した揚水・送水を行うとともに、管渠等から溢水しないよう水量管理に努めること。

（エ） 故障時対応

本要求水準の達成を阻害する設備故障が発生した場合は、早急に復旧対応を行うこと。なお、復旧後には、故障の要因を分析し、以後の維持管理業務の改善に活かすこと。

ウ 中継ポンプ場（上津中継ポンプ場、北野中継ポンプ場、三潴中継ポンプ場）の要求水準

（ア） 南部浄化センター操作室での監視

本業務は、3 箇所の中継ポンプ場の運転状況の監視のみを、南部浄化センター管理棟 2 階操作室で行うものである。

事業者は、中継ポンプ場において異常が発生した場合は、速やかに市へ報告するものとする。

（イ） 故障時対応

市の要請に基づき早急に復旧対応を行うこと。なお、復旧後には、故障の要因を分析し、以後の維持管理業務の改善に活かすこと。

エ マンホールポンプ場の要求水準

（ア） 監視業務

事業者は、マンホールポンプ場グループＡの運転状況について、南部浄化センター管理棟 2 階操作室において監視を行うものとする。

（イ） 警報発報時の初期対応

a　事業者は、マンホールポンプ場グループＡの運転状況を監視し、警報発報を受けた場合に復旧のための初期対応を行うものとする。

b　事業者は、警報の内容に応じて必要な設備機器の運転調整、修繕等の対応を行うことにより、安定した揚水及び送水を行うとともに、管渠等から溢水しないよう水量管理に努めるものとする。

（3）日常点検等の要求水準

南部浄化センター､大善寺中継ポンプ場及び合川中継ポンプ場並びにマンホールポンプ場グループ A の日常点検を行い実施結果として、計器類の指示値、警報履歴、異常の有無及び処置内容を記録し、管理日報として取りまとめること。

（4）水質管理業務の要求水準

南部浄化センターの運転管理業務として以下の水質管理業務を行うこと。

ア 水処理、汚泥処理工程試験

水処理工程並びに汚泥処理工程における各種試験を行うこと。
試験に当たって、基本となる採水箇所、項目、頻度等については別紙 7 に示す。

イ 放流水・脱水汚泥等検査（法定検査）

事業者は､水質汚濁防止法及び下水道法並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく必要な検査を行うこと。なお、法定検査については、計量証明書を提出すること。（別紙７参照）

ウ 処理機能の管理、残留塩素濃度の管理

安定した下水処理を継続できるように、水処理反応槽の空気量、MLSS 濃度や各汚泥濃度等、処理機能の管理を行い、適宜運転操作変更を行うこと。また残留塩素濃度の管理を行うこと。

エ 異常時における水質試験等

水処理、汚泥処理に異常が発生した場合は、必要な試験を行い、適切に対応すること。

（5）調達管理業務の要求水準

ア 水道、ガス、燃料の調達管理

本件施設の運転管理を良好に行うために必要な水道、ガス、燃料の調達管理は、事業者の責任と費用により実施するものとする。

イ 電力の調達管理

（ア） 本件施設の運転管理を良好に行うために必要な電力の調達管理は、事業者の責任で行い、費用については精算とし、精算方法は契約書に従うものとする。

（イ） 市が現在契約している電力供給契約の内容について変更する場合は、あらかじめ市と協議を行い、承諾を得た上で変更するものとする。

（ウ） 現在の契約電力は表 3-１２のとおりである。

表 3-１２　本件施設　契約電力一覧（令和 8 年 10 月時点）

施設名	契約電力	受電電圧
南部浄化センター	630kW	6,600V
消化ガス発電　※1	23kW	6,600V

大善寺中継ポンプ場	低圧	200V
大善寺中継ポンプ場　電灯	低圧	200V
合川中継ポンプ場	143kW	6,600V
上津中継ポンプ場	38kW	6,600V
北野中継ポンプ場	133kW	6,600V
三潴中継ポンプ場	89kW	6,600V
マンホールポンプ場	低圧	200V

※1：参考

ウ 通信の調達管理

本件施設の運転管理を良好に行うために必要な通信の調達管理は、事業者の責任と費用により実施するものとする。

エ 薬品類、その他消耗品類、資材の調達管理

本件施設の運転管理を良好に行うために必要な薬品類、その他消耗品類、資材等の調達管理は、事業者の責任と費用により実施するものとする。なお、事業者が下水道施設において使用する薬品の種類については、あらかじめ市と協議を行い、承諾を得た上で使用するものとする。

薬品類は、水処理施設運転に使用する次亜塩素酸ナトリウム、りん除去に使用するポリ塩化アルミニウム、汚泥処理施設運転の重力濃縮に使用するポリ硫酸第二鉄、機械濃縮及び汚泥脱水に使用する高分子凝集剤、その他事業者が放流水質、脱水汚泥含水率、年間消化ガス総発生量の要求水準を満足するために必要と判断する薬品を対象とする。

なお、要求水準を満足するために新たに導入しようとする薬品類の使用に際しては、あらかじめ当該薬品の使用目的、処理効果（性能、経済性）等を明示し、市と協議の上使用を決定するものとする。

オ 脱硫剤の調達管理

消化ガス発電設備の適切な運転管理を維持するために必要となる脱硫剤の調達及び交換は、事業者の責任及び費用負担により実施するものとする。なお、交換により発生した使用済み脱硫剤については、別紙３ 遵守すべき法規制、適用基準に掲げるもののほか、関連する一切の法令、条例、規則及び基準（事業期間中に改正された場合は最新版を含む。）を遵守し、事業者の責任において適正に処分するものとする。

（６）保安管理業務の要求水準

南部浄化センター及び大善寺中継ポンプ場並びに合川中継ポンプ場の保安管理業務として、事業者は、対象施設の保安確保のため、建物出入口、門扉その他必要な箇所の施錠管理及び鍵の管理を適切に行い、第三者の無断立入りの防止に努めるものとする。

マンホールポンプ場グループ A の保安管理業務として、事業者は、巡視点検等の終了後、制御盤を確実に施錠すること。

（7）貸与品管理業務の要求水準

ア 事業者は、市が所有する試験機器等の貸与品を借用することができる。借用する場合は、貸与品の品名、規格、数量等を記載した貸与品台帳を市に提出し、承諾を得ること。

イ 貸与品を使用する際に必要となる消耗品交換及び検定費用等は事業者の負担とする。また、定期修繕及び突発修繕は事業者が行い修繕費に計上する。

ウ 事業者は、事業期間終了時に貸与品を返却し、貸与品台帳に基づき、市の確認を受けること。

エ 事業者は、故意又は重大な過失により貸与品を滅失又は破損した場合は、当該貸与品の修理に要する費用又は代替品の取得に要する費用を負担するものとする。

オ 市は、事業者が貸与品を使用したことにより事業者又は第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。ただし、市の責めに帰すべき事由により生じた損害については、この限りでない。

（8）施設見学受付、説明等対応の要求水準

事業者は、南部浄化センターの施設見学について、受付、下水処理工程等の説明及び施設内の案内を行うものとする。

（9）場内イベント及び施設利用の準備に必要な作業の要求水準

ア 事業者は、南部浄化センター内で開催される市主催行事の実施に際し、市の要請に応じて準備及び設営作業等に協力するものとする。

イ 市民等の広場の利用に当たり、門扉等の開錠・施錠、トイレ開放等の対応を行うこと。

3－5－2 保守管理業務の要求水準

（1）総則

ア 事業者は、事業期間終了時、業務範囲における全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し（市が工事実施中、又は改築更新若しくは改良を計画中の施設を除く。）、著しい損傷がない状態で市に引渡しが行えるよう別紙 3 遵守すべき法規制、適用基準に掲げるもののほか、関連する一切の法令、条例、規則及び基準（事業期間中に改正された場合は最新版を含む。）を遵守し、適切な保守管理を行うものとする。

イ 事業者は、事業実施計画書に、保守管理業務に必要な事項を定め、市に提出するものとする。

（2）保守点検業務の要求水準

事業者は、本件施設の運転機能及び健全性を維持し、故障・事故の未然防止並びに異常の早期発見を図るため保守点検業務を実施すること。保守点検の実施に当たっては、設備の構造及び特性並びに施設全体のシステムを十分に理解した上で、別紙3 遵守すべき法規制、適用基準に掲げるもののほか、関連する一切の法令、条例、規則及び基準（事業期間中に改正された場合は最新版を含む。）を遵守し、適切な点検、調整、測定、清掃、記録及び報告を行うこと。

保守点検業務の内容を以下に示す。対象設備と保守点検業務対象リストは、別途、開示資料に示す。

ア 土木、建築及び付帯設備の保守点検

南部浄化センター及び大善寺中継ポンプ場並びに合川中継ポンプ場の土木､建築及び付帯設備について、その機能を良好に保つよう保守点検を行うものとする。

イ 機械、電気、計装設備保守点検

（ア） 基本事項

南部浄化センター及び大善寺中継ポンプ場並びに合川中継ポンプ場の機械、電気、計装設備は故障又は事故が発生した場合、プラント全体の運転停止に至るおそれがあるため、設備の構造や特性はもとより、下水道施設のシステム全体を熟知し保守点検を行うものとする。

（イ） 業務範囲

監視制御サーバの保守点検は事業者の業務範囲に含むものとする（別紙 10 参照)。消化ガス発電設備に係る日常点検を除く保守点検については、事業者の業務範囲外とする。

（ウ） 点検区分

a 日常点検

運転状態の機器及び設備について、異常の有無又はその兆候を発見するために原則として毎日行う点検であり、主として異音、振動、臭気、過熱の有無、計器の指示値の確認及び記録等の作業を行うもの。

b 定期点検

機器及び設備の損傷、腐食及び摩耗状況を把握し、修理、修繕等の保全計画を立てるため、1 週間、1 か月、3 か月、1 年等の期間を定めて行う点検であり、主として測定、調整、分解清掃及び記録等の作業を行うもの。

c 臨時点検

日常点検及び定期点検以外に行う臨時的な点検及び記録等の作業。故障警報等、機器及び設備の異常に対して状況を確認するために行うもの。

d 定期自主点検

法令の定めに従い、場内で自ら行う点検及び記録の作業を行うもの。

ウ マンホールポンプ場の保守点検

（ア） 事業者は、マンホールポンプ場グループＡについて、目視、触感、測定、調整、清掃及び記録等の業務を実施するものとする。

（イ） 保守点検の巡回頻度、点検方法等は、設備機器の正常な運転確保を達成することを前提として、運転状況を踏まえた事業者の提案によるものとする。

エ 法定点検

南部浄化センター、大善寺中継ポンプ場、合川中継ポンプ場、上津中継ポンプ場及び北野中継ポンプ場並びに三潴中継ポンプ場で必要となる自家用電気工作物保安点検、消防設備等保守点検、クレーン設備保守点検、地下タンク気密漏洩検査、トラックスケール法定点検は事業者の負担で行うものとする。法定点検は、関係法令及び関係基準等に基づき適切に実施し、施設の機能及び安全性を確保するものとする。法定点検の具体的な対象施設及び内容は、別紙 2 に示す。

オ 簡易な故障修繕

事業者は、南部浄化センター、大善寺中継ポンプ場及び合川中継ポンプ場並びにマンホールポンプ場グループ A の点検時に発見した不良箇所又は破損箇所のうち、備付工具を用いて従事者が対応可能な範囲の修繕・調整及び塗装を、事業者の負担で行うものとする。

カ 点検設備等周辺の清掃等

（ア） 南部浄化センター及び大善寺中継ポンプ場並びに合川中継ポンプ場の保守点検業務の実施に併せて、機械設備、電気設備及び計装設備並びにその周辺について清掃及び環境整備を行うこと。

（イ） 清掃の対象は、設備据付箇所、通路、点検歩廊、ケーブルラック周辺、操作盤周辺、水路及び関連する管理区域とし、設備腐食の要因となる付着物、塵埃、漏油、漏液等の除去に努めること。また、設備の点検及び維持管理に支障のない状態を継続的に確保すること。

キ 場内整備に係る備品整理

（ア） 南部浄化センター及び大善寺中継ポンプ場並びに合川中継ポンプ場の場内整備の一環として、備品、工具、予備品、資材及び消耗品について適切な整理整頓及び保管管理を行うこと。

（イ） 備品等は、点検、運転管理及び修繕業務を円滑に実施できる状態で保管するとともに、安全通路、避難経路及び設備点検スペースを阻害しないよう管理すること。

（ウ） 定期的に保管状況を確認し、劣化、破損又は不要となった物品については適切に整理し、施設管理に支障を生じないようにすること。

ク 保守点検業務対象設備

保守点検業務の対象設備と保守点検業務対象リストは、別途、開示資料に示す。

ケ 主要人孔の保守点検

南部浄化センター敷地内の主要人孔の内部確認を、目視、聴覚等により行い、その結果を記録するものとする。

コ 浚渫業務

（ア） 南部浄化センターの沈砂池及び各種貯留槽は、その機能に支障がないように浚渫を実施すること。

（イ） 浚渫に伴い発生した土砂、沈砂その他の発生物については、事業者の責任及び費用により、別紙 3 遵守すべき法規制、適用基準に掲げるもののほか、関連する一切の法令、条例、規則及び基準（事業期間中に改正された場合は最新版を含む。）を遵守し、適正に収集、運搬及び処理を行うこと。

（ウ） 当該業務の実施に当たっては、法令等により必要となる許可、資格等を有する者に実施させること。

（3）衛生管理業務の要求水準

南部浄化センター及び大善寺中継ポンプ場並びに合川中継ポンプ場を対象とする本業務の実施に当たっては、地域住民の生活環境に十分配慮し、適正な環境衛生管理を行うこと。また、業務に使用する建物内は、日常的な清掃を励行し、清潔に保持するよう努めるものとする。

ア 植木、植栽等の散水等

事業者は、市の要請に応じて必要な散水等を実施すること。

イ 建物の清掃

建築施設について、維持管理業務の遂行に必要な機能、衛生環境及び安全性を確保するため、清掃、整理整頓その他必要な環境整備を実施すること。建物内外は常に清潔な状態を維持し、施設利用者及び維持管理従事者の利用に支障が生じないこと。また、著しい汚損、悪臭、不要物の放置その他良好な施設環境を阻害する状態を発生させないこと。（別紙８参照）

ウ 事務室内の整理整頓

事業者は、市が貸与又は使用を認めた事務室等について、善良な管理者の注意をもって使用し、常に整理整頓及び清潔な状態を維持すること。また、業務に関する書類、図面、電子データ、備品等を適切に保管し、紛失、漏えい、破損等の防止に努めること。事務室内の管理不備に起因して生じた損害又は支障については、事業者の責任において対応するものとする。

エ 悪臭及びばい煙測定

事業者は別紙９表 １１−２０、表 １１−２１、図 １１−１に示す場所、頻度に従い悪臭及びばい煙測定を実施し計量証明書を提出すること。

また、市が実施する場内の定期的な臭気調査に協力すること。

オ 騒音測定

事業者は別紙９表 １１−２３、図 １１−１に示す場所、頻度に従い騒音測定を実施し、市が定める様式に取りまとめ提出すること。

３－５－３ 修繕業務

（１）定期修繕の要求水準

ア 事業者は、定期修繕計画に基づいて本件施設の修繕を実施するものとする。また、事業期間終了時における施設の原状回復のための修繕を含むものとする。

イ 定期修繕計画を変更する必要が生じたときは、契約書の定めるところにより変更を申出ることができる。

（２）突発修繕の要求水準

ア 事業者は、突発的に設備等の故障、不良、破損等が生じた場合は、速やかに修繕等を実施し、その機能の回復を図るものとする（修繕には取替えを含む）。

イ 事業者は、突発修繕の実施に際し、事前に当該突発修繕の内容・費用を市に提出し、その承諾を得るものとする。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、当該突発修繕実施後に、当該突発修繕の内容・費用を市に提出するものとする。

ウ 突発修繕には修繕が必要な既存不具合箇所の修繕を含むものとする。

エ 本件施設のうち、上津中継ポンプ場、北野中継ポンプ場及び三潴中継ポンプ場並びにマンホールポンプ場グループＢについては、市の要請に基づき修繕を実施するものとする。

（３）修繕費に関する要求水準

ア 修繕費は、定期修繕及び突発修繕に係る費用を含め、第Ⅰ期 5 箇年及び第Ⅱ期 5 箇年のそれぞれの期間で総額 2 億 4000 万円（消費税及び地方消費税を除く。）を上限とする。なお、保守管理業務における設備機器の消耗品交換に使用する修繕材料等のうち、一般汎用品（ボルト、ナット、パッキン、ヒューズ、ランプ等）以外の修繕材料等の費用についてもこの額に含める。事業者は日常点検による故障の早期発見や定期的な保守等により修繕費が上限額に収まるように努力しなければならない。

イ 市は修繕費として毎年度 4800 万円（消費税及び地方消費税を除く。）を事業者に支払い、第Ⅰ期 5 箇年及び第Ⅱ期 5 箇年の最終年度に精算する。

ウ 定期修繕及び突発修繕に係る内容・費用等については、これを記録すること。なお、データの項目、記録の方法等については、事業実施計画書に明示し、市と協議の上決定するものとする。

エ 定期修繕及び突発修繕の精算に当たり必要となる具体的な記録内容及び提出書類並びに様式については、契約締結後に市と事業者との協議により定める。

オ 修繕に係る費用を変更する必要が生じたときは、契約書の定めに従うものとする。

３－５－４ 廃棄物管理業務の要求水準

（１）廃棄物管理の要求水準

下水道施設から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物（以下「廃棄物等」という。）の管理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、下水道施設の運転に支障をきたすことなく、また悪臭発生による周辺環境への影響がないよう適正に管理するものとする。

（２）廃棄物管理の事務の要求水準

廃棄物管理について事業者が行う事務は、以下の事項とする。

ア 事業者は、市が廃棄物等の収集運搬処分契約を締結する者が行う運搬処分に係る搬出作業に際して、必要がある場合に立会いを行うこと。

イ 市契約の脱水汚泥処理業務委託に係る搬出時の積載量の確認、電子マニフェストへの入力作業を行うこと。

３－５－５ 文書管理業務の要求水準

事業者は事業期間において、本件施設を対象として以下に示す業務水準を確保すること。

（１）業務に関するデータの記録

本業務の事業実施に係るデータは、これを記録し、データの項目、記録の方法等については、事業実施計画書に明示し、市と協議の上決定するものとする。

（２）日報、月報、年報等の整理

本件施設の運転・維持管理等を良好に行う上で必要となる図書（日報、月報、年報等）その他の文書を保管し、これらの文書の毀損・滅失がないよう適切に保管すること。また、必要な修正、追録、廃棄については、あらかじめ市と協議を行い、承諾を得た上で行うものとする。

（３）各報告書の作成

運転、水質管理、保守点検、修繕その他の業務に関するデータ等を記録し保管するとともに、市の求めに応じて提出できるように備えるものとする。また、市に提示又は提出する各報告書の作成と報告を行うものとする。

第４章 ストックマネジメント計画策定業務の要求水準

４－１ 基本事項

ストックマネジメント計画策定業務の要求水準は、本業務を実施する上で事業者が満たすべき最低限の要件である。また、具体的内容・手法等は、事業者の提案を基に市と事業者の協議により決定するものとする。

４－２ 業務の基本的水準

（１）一般事項

ア 事業者は、本業務の遂行に当たり、本要求水準書に定める事項のほか、関連する一切の法令、条例、規則及び基準（事業期間中に改正された場合は最新版を含む。）を遵守し、適正に業務を実施しなければならない。

イ 事業者は、自らのノウハウを最大限活用して、市が所有する処理場、ポンプ場、下水道管路及びマンホールポンプ場の調査を主体的に行い、下水道施設の状態を適切かつ継続的に把握し、維持管理及び改築更新に必要な基礎資料を提供するほか、要求される業務品質を確保するとともに、その向上に努めること。

ウ 事業者は、既存下水道施設の構造、供用状況、地域特性及び過去の維持管理履歴等を十分理解した上で、品質の確保及び安全な業務遂行が図られるよう、十分な実施体制を整えて業務に当たること。

エ 事業者は、公共下水道事業の公益性を十分理解し、本業務の実施に当たり、交通利用者、沿線住民等への影響の低減並びに公共の安全確保及び環境保全に十分配慮しなければならない。また、関係機関との協議、必要な許認可手続等を適切かつ確実に実施するとともに、環境負荷の低減及び安全対策に積極的に取り組むこと。なお、その取組内容については事業者の創意工夫による提案を行い、市へ報告すること。

オ 事業者は、本業務の実施に伴い知り得た情報について、正当な理由なく第三者に開示又は漏えいしてはならない。

カ 事業者は、本業務の実施に当たり、公平性及び中立性を保持し、客観的かつ公正な立場で業務を遂行しなければならない。

キ 本業務の実施中に現場で発生した事故の責任は事業者が負うものとし、これにより第三者に損害を与えた場合は、全て事業者の責任において処理するものとする。

ク 事業者は、２－４（１）エにより提出した業務計画書に基づき、業務を遂行すること。

ケ 事業者は、２－４（１）エで提出した業務計画書に示す業務工程に変更を生じた場合には、速やかに変更業務工程表を提出し、市と協議しなければならない。

コ 本業務を実施するに当たり第三者の土地に立ち入る場合は、あらかじめ身分証明書交付願を市に提出し、身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。また、当該土地の所有者等の関係者と緊密な連絡を取る等して業務の円滑な遂行を期さなければならない。

サ 必要な証明書及び申請書の交付は、事業者の申請によるものとする。

（２）業務実施体制及び配置技術者

業務の実施に当たっては、下水道事業の事業環境や本件施設等の特質等を十分理解し、確実に業務を遂行できるよう十分な業務実施体制でこれに臨むものとする。

ア 事業者は、管理技術者、照査技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置すること。また、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置するものとする。

イ 管理技術者及び照査技術者は、以下のいずれかの資格を有する直接的かつ恒常的な 3 か月以上の雇用関係にある者を配置すること。

（ア） 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定める技術部門のうち、上下水道部門（選択科目「下水道」に限る。）又は総合技術監理部門(選択科目「上下水道-下水道」に限る。）に合格し、同法による技術士の登録を受けている者。

（イ） 上記技術士と同等の能力と経験（下水道法施行令第 15 条による）を有する技術者。

（ウ） シビルコンサルティングマネージャー（下水道）の登録を受けている者。

ウ 照査技術者は、業務の全般にわたり遺漏なき照査を行う者であり、管理技術者と同等の資格を有する技術者であること。また、管理技術者と照査技術者は兼務できないものとする。

エ 管路施設の調査を実施する際には、下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士、下水道管路管理専門技士（調査、改築・修繕）のいずれかの資格を有する者を配置すること。

オ 市が承認した技術者であっても、業務の実施中に市が不適当と判断した場合は、交代を求めることができるものとする。この場合、事業者は直ちに必要な措置を講じなければならない。

（3）照査

ア 事業者は、業務を実施する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な整理を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、業務に誤りがないよう努めなければならない。

イ 事業者は、遺漏なき照査を実施するため、４－２（２）イに示す資格を保有する照査技術者を配置すること。

ウ 事業者は、業務全般にわたり、４－５－１（３）に示す事項について照査を実施するものとする。

（4）積算基準

ア 下水道事業に係るストックマネジメント計画策定業務のうち管路施設調査業務を除く業務の積算は、「下水道用設計標準歩掛表」に準拠して積算を行うものとする。

４－３ 処理場・ポンプ場調査業務の要求水準

（1）業務概要

ア 業務の目的

本業務はストックマネジメント計画の点検調査計画に基づき、健全度の判定に必要な調査を実施することを目的とする。

イ 業務対象

（ア） 対象事業： 公共下水道事業

（イ） 委託箇所： 久留米市南部処理区

（ウ） 対象施設： 南部浄化センター：1 箇所
中継ポンプ場：5 箇所
マンホールポンプ場：109 箇所（躯体及び蓋は除く）
（令和 8 年度時点。将来整備予定を含む数量は別紙 1 参照）

（2）業務内容

ア 第 2 期ストックマネジメント計画に基づく調査

事業開始時の令和 11 年度から令和 12 年度の間に、市が策定した第 2 期ストックマネジメント計画の点検調査計画に基づき、健全度の判定に必要な調査を実施すること。なお、事業者の提案により、保守点検業務の結果を健全度判定の補足資料とすることも認める。

イ 第3期ストックマネジメント計画に基づく調査

事業者が新たに策定する第3期ストックマネジメント計画による点検調査計画に基づき、健全度の判定に必要な調査を実施すること。なお、本調査結果は次の第4期ストックマネジメント計画に反映する。

ウ 第4期ストックマネジメント計画に基づく調査

事業者が新たに策定する第4期ストックマネジメント計画による点検調査計画に基づき、健全度の判定に必要な調査を実施すること。なお、本調査結果は次の第5期ストックマネジメント計画に反映する。

４－４ 管路施設調査業務の要求水準

（1）業務概要

ア 業務の目的

本業務はストックマネジメント計画の点検調査計画に基づき、緊急度の判定に必要な調査を実施することを目的とする。

なお、下水道法改正「令和8年7月23日公布（令和8年法律第65号)」への対応については募集要項公表時に示す。

イ 業務対象

（ア） 対象事業： 公共下水道事業

（イ） 委託箇所： 全処理区(津福・南部・田主丸処理区)

（ウ） 対象施設: 管路施設:1,480,414m(令和7年度時点での令和11年度想定市内全延長)

管路の終点は、中央浄化センター・田主丸浄化センターの着水井、南部浄化センターの流入ゲート前最終人孔とする。

※管路施設の対象は、管渠、マンホール、マンホール蓋

a 想定数量

下水道法改正への対応については、募集要項公表時に示すが、下水道法改正後の久留米市内における特定重要排水施設の延長は約100kmと想定している。

b 過年度点検・調査実績

下水道法改正への対応については、募集要項公表時に示すものの、参考として過年度の点検調査実績を表 4-1に示す。

・腐食環境下の管路・・・点検頻度は1回／5年
調査頻度は異常確認時に、状況に応じて実施する。

・腐食環境下以外の管路（下水排除面積20ha以上）：調査頻度は1回／20年

・腐食環境下以外の管路（上記以外）：一般環境下の管路(枝線)
点検頻度は1回／20年
調査頻度は異常確認時状況に応じて実施する。

表 4-1　点検調査実績

第１期ストマネ計画期間	令和３年	令和４年	令和5年	令和６年	令和７年
管口カメラ調査(m)【点検】	29,530	40,320	32,325	38,763	31,427
TVカメラ調査(m)【調査】	997	1,572	1,916	331	4,477
ﾏﾝﾎｰﾙ蓋調査(箇所) ※	1,015	1,354	1,275	1,689	967
ﾏﾝﾎｰﾙ躯体調査(箇所) ※	1,008	1,354	1,275	1,810	967

※マンホール蓋調査・躯体調査は、管口カメラ調査やTVカメラ調査とあわせて同一箇所を実施。

（２）業務内容

ア 事前調査

調査においては、調査方法、現場組織、安全計画を記載した点検調査計画を作成し、市と連携を図り調査を行うこと。なお、調査に先立ち、調査対象区域の交通量、幅員、マンホール蓋の開閉確認等を実施し、調査実施計画書を作成すること。特に、南部浄化センターに隣接する幹線部及び中継ポンプ場付近の調査を行う際は、南部浄化センター及び 5 箇所の中継ポンプ場の運転状況の確認に注意を払い、市との協議、調整を行うこと。また、管渠清掃による堆積物の除去の要否を判断し、市と協議を行うこと。

イ 管口カメラ点検

令和 11 年度から令和 12 年度の間は第 2 期ストックマネジメント計画、令和 13 年度以降は事業者が策定する第 3 期、第 4 期ストックマネジメント計画を基に管口カメラ点検を実施し、施設の劣化状況を確認すること。判定基準及び判定項目は別紙 4 に示すとおりとする。調査方法は別紙 5（１）による。調査の結果、緊急的に対応が必要な箇所については、遅滞なく市に報告すること。

ウ テレビカメラ調査

管口カメラ点検結果を基にテレビカメラ調査実施箇所の選定及びテレビカメラ調査を実施し、改築・修繕の判断に必要な緊急度の判定を行うこと。判定基準及び判定項目は別紙 4 に示すとおりとする。調査方法は別紙 5（２）による。

調査の結果、緊急的に対応が必要な箇所については、遅滞なく市に報告すること。

エ マンホール目視調査及びマンホール蓋点検

令和 11 年度から令和 12 年度の間は第 2 期ストックマネジメント計画、令和 13 年度以降は事業者が策定する第 3 期、第 4 期ストックマネジメント計画を基にマンホール目視調査及びマンホール蓋点検を実施し、施設の劣化状況を確認すること。判定基準及び判定項目は別紙 4 に示すとおりとする。調査方法は別紙 5（３）による。調査の結果、緊急的に対応が必要な箇所については、遅滞なく市に報告すること。

オ 緊急度判定結果のデータベース化

判定結果については、市が保有又は運用する GIS と連携可能な方法により施設情報を管理し、必要なデータ更新及び成果データの登録を行うこと。判定結果を統一様式に入力する際には、市より提供される入力支援ツールを用いて入力を行うこと。

４－５ ストックマネジメント計画策定業務の要求水準

４－５－１ 第３期ストックマネジメント計画策定業務

（１）業務概要

ア 業務の目的

本業務は、久留米市公共下水道事業の対象施設について、久留米市第２期ストックマネジメント計画に基づく点検・調査を実施して改築・修繕計画を作成し、第３期ストックマネジメント実施計画の申請を行うことを目的とする。なお、国への申請については「下水道事業の手引き」に定める主要な管渠のみを対象とするが、改築・修繕計画についてはこれに加え、主要な管渠以外も対象とする。

イ 業務対象

（ア） 対象事業： 公共下水道事業

（イ） 委託箇所： 久留米市南部処理区（管路施設については全処理区）

（ウ） 対象施設： 南部浄化センター：１箇所
中継ポンプ場：５箇所
マンホールポンプ場：109 箇所（躯体及び蓋は管路施設として計画する）
（令和８年度時点。将来整備予定を含む数量は別紙１参照）
管路施設：1,480,414m（令和７年度時点での令和 11 年度想定市内全延長）
※管路の終点は、中央浄化センター・田主丸浄化センターの着水井、南部浄化センターの流入ゲート前最終人孔とする。
※管路施設の対象は、管渠、マンホール、マンホール蓋

（エ） 計画期間： 令和 13～17 年度の５年間

（２）業務内容

ストックマネジメント実施計画（第３期）は、長期的視点で今後の老朽化の進行状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、改築・修繕を実施し、下水道施設全体の管理を最適化することを目的として策定する。

ア 施設情報の収集整理

（ア） 処理場・ポンプ場

処理場・ポンプ場の施設情報の収集・整理は、維持管理業務の中で行うものとし、本業務の対象外とする。

（イ） 管路施設

管路施設のリスク評価、管理目標の設定、点検・調査計画及び改築・修繕計画の検討に必要な施設情報の収集・整理、現地確認等を行う。

イ リスクの評価

市が策定した第２期ストックマネジメント計画に準拠するものとして、点検・調査及び修繕・改築計画の優先順位付けに必要なリスクを評価する。なお、事業者の提案によるリスク評価方針の見直しを妨げるものではなく、提案は受け付ける。

ウ 施設管理の目標設定

市が策定した第1期ストックマネジメント計画における施設管理の目標設定に対して、これまでに実施した維持管理業務の経験を踏まえ、見直しを行うこと。

エ 長期的な改築事業のシナリオ設定

市が策定した第 1 期ストックマネジメント計画における長期的な改築事業のシナリオ設定に対して、これまでに実施した維持管理業務の経験を踏まえ、見直しを行うこと。

オ 点検・調査結果の取りまとめ

市が提供する事業開始前 3 箇年の点検・調査結果及び事業開始後 1 箇年にわたって実施した点検・調査結果を取りまとめ、改築・修繕計画の策定並びに第 3 期ストックマネジメント計画における点検・調査計画の見直しによる精度向上に活用する。

カ 点検・調査計画の策定

(ア) 処理場・ポンプ場・マンホールポンプ場の点検・調査計画の策定

基本方針では、長期的な視点から頻度、優先順位、単位、項目について検討する。実施計画では、事業計画期間を勘案し、おおむね 5～7 年程度において、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、点検・調査を行うかを検討する。

a (基本方針) 頻度・項目の設定

(a) 点検頻度は、過去の点検項目・内容に準じた周期、過去の管理記録やリスク評価等を参考に設定する。

(b) 健全度を評価するため調査項目を設定する。

(c) 調査頻度は、リスク評価に基づく優先順位等より設定する。

b (基本方針) 単位の設定

(a) 点検単位は、設備単位とする。

(b) 調査単位は、改築・修繕等、対策単位を設定する。

c (基本方針) 優先順位の設定

リスク評価に基づいて、優先順位を設定する。

d (実施計画) 対象施設・実施時期の検討

(a) 対象設備は、南部浄化センター、5 箇所の中継ポンプ場及びマンホールポンプ場グループ A 並びにマンホールポンプ場グループ B(躯体・蓋は管路施設として計画する)の全設備とする。

(b) 点検時期は、設備の特性や執行体制を踏まえて設定する。

(c) 調査時期は、予防保全による対策が検討できる時期とし、リスク評価に応じて、調査時期、頻度を決定して、効率的・効果的に実施する。

e (実施計画) 点検・調査の方法の検討

点検・調査方法は、点検・調査体制や各設備の調査単位及び構造等を考慮して選定する。

f (実施計画) 概算費用の算定

「対象施設・実施時期」及び「点検・調査の方法」の検討結果を踏まえ、事業計画期間を勘案し、おおむね 5～7 年程度の概算費用を算出する。

g　点検・調査計画の取りまとめ

a～f の検討結果を、点検・調査計画として取りまとめる。

（イ） 管路施設の点検・調査計画の策定

長期的な視点から点検・調査の頻度、優先順位、単位、項目について、一般環境下と腐食環境下に大別して検討する。

また、実施計画では、事業計画期間を勘案し、おおむね 5～7 年程度において、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、点検・調査を行うかを一般環境下と腐食環境下に大別して検討する。

なお､国から示される点検･調査の在り方に関する通知に応じ計画の整合を図ること。

a　点検・調査対象施設・実施時期の設定

優先順位の検討結果及び事業期間を勘案して点検・調査対象施設及び実施時期を設定する。

b　点検・調査の方法の検討

施設の諸元、特性やリスクの評価結果を踏まえて点検・調査方法の検討及び清掃・点検・調査の合理的組合せを検討する。

c　概算費用の算定

「点検・調査対象施設・実施時期」及び「点検・調査の方法」の検討結果を踏まえ、事業計画期間を勘案し、おおむね 5～7 年程度の概算費用を算出する。

d　点検・調査計画の取りまとめ

a～c の検討結果を点検・調査計画として取りまとめる。

キ 改築・修繕計画の策定

基本方針では、点検・調査結果に基づき施設の劣化状況を把握し、長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ、事業計画期間を勘案し、おおむね 5～7 年程度における改築の優先順位を設定する。実施計画では、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、改築・修繕を行うかを検討する。

（ア） 処理場・ポンプ場・マンホールポンプ場の改築・修繕計画の策定

a　（基本方針）診断・対策の必要性の検討

(a) 健全度の評価のため、判断基準を設定し、現在の健全度を評価する。

(b) 診断結果及び点検結果に基づき、対策の必要性を検討する。

b　（基本方針）優先順位の検討

(a) 機能向上に関する事業等関連計画を考慮して、改築・修繕に関する優先順位を検討する。

(b) 南部浄化センター、5 箇所の中継ポンプ場及びマンホールポンプ場グループ A 並びにマンホールポンプ場グループ B(躯体・蓋は管路施設として計画する)に係る設備の優先順位の設定に当たり、設備群としてまとまった改築・修繕を実施した方が効率的な場合には、設備群単位で優先順位を調整する。

c　（実施計画）対策範囲の検討

(a) 基本方針で、対策が必要と位置付けた設備について、修繕か改築かを判定する。

(b) 修繕か改築かの判定結果に加え、設備の重要度や最適な改築シナリオの事業費等を考慮して、5～7 年の対策範囲を設定する。

d　（実施計画）長寿命化対象設備の選定

(a) 管理方法（状態監視保全、時間計画保全、事後保全）を踏まえた長寿命化対策検討対象設備を選定する。

e　（実施計画）改築方法の検討

(a) 対策が必要とされた長寿命化対策検討対象設備は、必要に応じてライフサイクルコストの比較を行い、更新又は長寿命化対策を選定する。

(b) 個々の設備の対策に加え、必要に応じ設備群として（省エネルギー、省資源化、効率化等）総合的な検討を行う。

f　（実施計画）実施時期と概算費用の検討

c を踏まえた改築・修繕計画を策定する。

g　（実施計画）改築・修繕計画の取りまとめ

a ～ f の検討結果を改築・修繕計画として取りまとめる。

（イ） 管路施設の改築・修繕計画の策定

(a)。

b　対策の必要性の検討

診断により判定された健全度・緊急度と、長期的な改築事業のシナリオを踏まえ、対策の必要性を検討する。

c　改築・修繕の優先順位の検討

従来の施設整備事業や地震対策及び浸水対策事業等の機能向上に関する他計画を考慮し、リスク評価結果を踏まえて改築・修繕の優先順位を検討する。

d　対策範囲の検討

(a) 優先順位を踏まえた改築・修繕対策が必要と位置付けたスパンについて、修繕か改築かを判定する。

(b) 管渠以外に検討対象とした施設（マンホール、マンホール蓋）で対策が必要と判定されたものについては、劣化状況に応じて、修繕か改築かを判断する。

e　長寿命化対策検討対象施設の選定

長寿命化対策の検討対象とする施設を選定し、現場状況、劣化状況に応じた長寿命化対策工法の有無の確認を行い、長寿命化対策を検討する必要性を確認する。

f　改築方法の検討

(a) 改築と判定した管路施設を整理し、更新（布設替え工法）か長寿命化対策（更生工法）かを選定する。

(b) ライフサイクルコストを算定し、長寿命化対策の実施効果を検証する。

g　実施時期の設定及び概算費用の算出

(a) 長寿命化対象施設及び長寿命化計画対象区域内の更新や修繕に必要な事業量の算出とおおむね 5～7 年程度の実施時期を設定する。

(b) 事業計画期間内に改築する管路施設の対象延長及び施工方法を整理し、年度別事業量、年度割概算事業費を算出する。

h　改築・修繕計画の取りまとめ

a～g の検討結果及び他事業との整合を勘案した改築・修繕計画として取りまとめる。

ク 関係機関への説明資料作成

ストックマネジメント計画申請に必要な関係機関との協議に必要な説明資料を作成する。

ケ 報告書作成

ア～クの検討内容を整理し、４－６－４に示す報告書を取りまとめる。

（３）照査事項

ア 事業者は、４－２（３）の照査に加えて、業務全般にわたり以下に示す事項について、照査を実施しなければならない。

（ア） 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査

（イ） 検討方法及びその内容に関する照査

（ウ） 計画の妥当性（方針、設定条件等）の照査

（エ） 上位計画、地震対策計画等との相互間における整合性に関する照査

（４）補足事項

ア その他特記事項

（ア） 「平成 30 年度久留米市公共下水道ストックマネジメント計画業務委託」、「久留米市公共下水道第 2 期ストックマネジメント計画（管渠）策定業務委託_令和 8 年 3 月」及び令和 7 年 3 月に申請した「第 2 期ストックマネジメント計画」を踏まえ、過年度に実施した改築・修繕工事を反映した第 3 期ストックマネジメント計画を策定するものとする。

（イ） 第 3 期ストックマネジメント計画は、令和 12 年 3 月 31 日までに成果物を提出し、市の完成検査を受け、訂正を指示された箇所の訂正まで行うこと。

（ウ） 第 2 期ストックマネジメント計画において対策の必要性が示されているものの、これまで対策に至っていない施設がある場合、本業務の検討対象に含めるものとする。

（エ） 点検・調査により緊急度Ⅰと判定された施設については、速やかに市に報告するとともに、必要に応じてストックマネジメント計画の見直しを行うこと。

４－５－２ 第４期ストックマネジメント計画策定業務

本ストックマネジメント計画策定業務は、「４－５－１第３期ストックマネジメント計画策定業務」に記載の「第３期」を「第４期」に読み替えて、同業務の（２）～（３）及び下記（１）及び（２）について実施するものとする。

（１）業務概要

ア 業務の目的

本業務は、４－５－１で策定する第 3 期ストックマネジメント計画を踏まえて、令和 13 年度～16 年度に実施したストックマネジメント事業の実績を反映した第４期ストックマネジメント計画を策定するものである。

イ 業務対象

（ア） 対象事業： 公共下水道事業

（イ） 委託箇所： 久留米市南部処理区（管路施設については全処理区）

（ウ） 対象施設： 南部浄化センター：1 箇所

中継ポンプ場：5 箇所

マンホールポンプ場：109 箇所（躯体及び蓋は管路施設として計画する）

（令和 8 年度時点。将来整備予定を含む数量は別紙 1 参照）

管路施設：1,480,414m（令和 7 年度時点での令和 11 年度想定市内全延長※

今後、延長は増加する見込みである。令和 18 年度時点の想定数量は、募集要項公表時に示す）

※管路の終点は、中央浄化センター・田主丸浄化センターの着水井、南部浄化センターの流入ゲート前最終人孔とする。

※管路施設の対象は、管渠、マンホール、マンホール蓋

（エ） 計画期間： 令和 18～22 年度の 5 年間

（２）補足事項

ア 施設情報の収集・整理

（ア） 処理場・ポンプ場

処理場・ポンプ場の施設情報の収集・整理は、維持管理業務の中で行うものとし、本業務の対象外とする。

（イ） 管路施設

管路施設のリスク評価、管理目標の設定、点検・調査計画及び改築・修繕計画の検討に必要な施設情報の収集・整理、現地確認等を行う。

イ リスクの評価

市が策定した第 2 期ストックマネジメント計画又は事業者の提案により第 3 期ストックマネジメント計画で見直したリスク評価について、これまでに実施した維持管理業務の経験を踏まえ、適宜、見直しを行うこと。

ウ 施設管理の目標設定

事業者が策定した第 3 期ストックマネジメント計画における施設管理の目標設定に基づくものとして本業務には含めない。なお、事業者がこれまでに実施した維持管理業務の経験を踏まえた見直しの提案を妨げるものではない。

エ 長期的な改築事業のシナリオ設定

事業者が策定した第 3 期ストックマネジメント計画における長期的な改築事業のシナリオ設定に基づくものとして本業務には含めない。なお、事業者がこれまでに実施した維持管理業務の経験を踏まえた見直しの提案を妨げるものではない。

オ その他特記事項

（ア） 第 4 期ストックマネジメント計画は、令和 18 年度～令和 22 年度の５箇年事業として計画申請を行うものとし、令和 17 年 3 月 31 日までに成果物を提出し、市の完成検査を受け、訂正を指示された箇所の訂正まで行うこと。

（イ） 過年度に実施した日常・定期点検結果や改築実施設計内容、改築・修繕工事内容等を把握・整理し、本計画へ反映するものとする。

（ウ） 第 3 期ストックマネジメント計画において対策の必要性が示されているものの、これまで対策に至っていない施設がある場合、本業務の検討対象に含めるものとする。

（エ） 点検・調査により緊急度Ⅰと判定された施設については、速やかにストックマネジメント計画を見直し対策を行うこと。

４－６ 成果物の引き渡しと検査

４－６－１ 共通事項

ア 事業者は、業務完了時に成果物について市の検査を受けるものとする。

イ 市の検査において訂正を指示された箇所は、事業者は直ちに訂正するものとする。

ウ 業務完了後において、事業者の責めに帰すべき事由による業務の契約不適合が発見された場合、事業者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

４－６－２ 処理場・ポンプ場調査業務

事業者は、令和 11 年度の調査業務について、第 3 期ストックマネジメント計画策定期限の令和 12 年 3 月 31 日までに市が定める成果物に取りまとめて引き渡すこと。

令和 12 年度から令和 16 年度の調査業務は、第 4 期ストックマネジメント計画策定期限の令和 16 年度末に表 ４-３⑤に示す成果物に取りまとめて引き渡すこと。

令和 17 年度から契約終了時（令和 20 年度）までの調査業務については、第 5 期ストックマネジメント計画の策定に容易に活用できるよう、表 ４-３⑤に示す成果物に取りまとめて市に引き渡すこと。

４－６－３ 管路施設調査業務

事業者は調査開始初年度から各年度末までに、表 ４-２に示す当該年度の管路施設調査業務の提出図書（成果物）を提出すること。

調査報告書は、別紙 4 の書式に沿って作成すること。

表 4-2　管路施設調査業務　提出図書（成果物）

図書名	部数
調査報告書	2 部
調査報告書原稿（デジタル）	一式
その他市が指示するもの	必要部数

４－６－４ ストックマネジメント計画策定業務

処理場・ポンプ場施設と管路施設に分けて、それぞれ提出すること。またそれぞれの提出図書（成果物）の提出部数は、表 4-3、表 4-4 に示すとおりとする。

表 4-3　処理場・ポンプ場施設　提出図書（成果物）

図書名 形状寸法・提出部数		図書名 形状寸法・提出部数
①	報告書（概要説明資料含む）	A4 判・3 部
②	設備データベース（更新したもの）	Excel 形式
③	リスク評価計算結果報告書	A4 判・3 部
④	点検・調査計画書	A4 判・3 部
⑤	点検・調査報告書	A4 判・3 部
⑥	長寿命化対策検討資料（LCC 計算個表含む）	A4 判・3 部
⑦	改築・修繕計画書（概算工事費算定根拠資料含む）	A4 判・3 部
⑧	第 3 期及び第 4 期ストックマネジメント計画（県様式）	Excel 形式
⑨	打合せ議事録	A4 判・3 部
⑩	その他参考資料	原稿一式
⑪	上記図書の電子成果物	CD-R 又は DVD-R2 枚

※電子成果物の作成に当たっては、編集方法やデータ形式についてあらかじめ市と協議する。
※製本は全て表紙、背表紙ともにタイトルをつけ、直接印刷したものとする。

表 4-4　管路施設　提出図書（成果物）

図書名 形状寸法・提出部数		図書名 形状寸法・提出部数
①	報告書（概要版）	A4 判、3 部
②	報告書	A4 判、3 部
③	改築・修繕計画書及び計画図	A4 判、3 部
④	点検・調査計画書及び計画図、実施報告書	A4 判、3 部
⑤	打合せ議事録	A4 判、3 部
⑥	その他関連資料	原稿一式
⑦	第3期及び第4期ストックマネジメント計画(県様式)	Excel 形式
⑧	上記図書の電子成果物	CD-R 又は DVD-R2 枚

４－７ その他の要求水準

調査者間の判定基準の統一化のためにヒアリングを行う。事業者の管理技術者は、市の担当者から適切な技術指導を受けるとともに、十分な意見交換等を行い、点検・調査の判定基準等の仕様及び判定結果のデータ様式等の統一化に積極的に協力すること。

４－８ 実施方針時点における補足事項

下水道法改正後においては、腐食のおそれが大きい箇所の点検頻度の見直しその他の制度変更が行われる見込みであり、市においては、当該制度改正内容を踏まえ、調査対象、調査手法及び調査数量等の見直しを実施中である。

なお、募集要項公表時までに上記数量等の見直しが完了しない場合は、法令改正その他の制度変更により要求水準書に定める業務内容又は数量の変更が必要となる場合として、契約書の規定に基づき、市と事業者が協議を行うことを想定している。

当該協議の結果、事業者に追加的な業務又は費用負担が生じる場合には、その影響を確認した上で契約変更を行い、市は合理的に必要と認められる追加費用を負担するものとすることを想定している。

第５章 既存施設等の確認

５－１ 事業開始に伴う既存施設等の確認

（１）市による準備

ア 市は、既存施設等の確認に必要な、既存施設等の設置年数、機能、仕様、数量、修繕・故障等の履歴等を網羅した情報、その他台帳及び関連図書類（以下「設備管理台帳等」という。）を準備し、事業者に提供し、又は閲覧させるものとする。

イ 市及び事業者は、既存施設等の確認を開始する前に、実施日程やその他必要事項について打合せを行うものとする。

（２）既存施設等の確認対象

既存施設等の確認対象は、別途、開示資料に示す設備機器及び装置（以下「設備等」という。）とする。ただし、確認対象とする設備等は、市と事業者が協議の上、定めるものとする。

（３）確認の方法

ア 事業者は、前（１）アの設備管理台帳等の情報及び現地調査により、既存施設等の健全性（本事業を実施する上で、既存施設等が通常の施設運営を行うことができる機能・性能等を有し、著しい損傷がない状態をいう。以下同じ。）を確認するものとする。

イ 既存施設等の確認が困難又は健全性が判断できないときの措置については、市と事業者が協議の上、定めるものとする。

（４）確認結果及び保管

ア 事業者は、前（３）の確認を終了したときは、速やかに確認結果を「事業開始前既存施設等健全性確認報告書」としてまとめ、市に提出し、市の承諾を得るものとする。なお、「事業開始前既存施設等健全性確認報告書」の内容等については、契約締結後速やかに、市及び事業者が協議の上、定めるものとする。

イ 市及び事業者は、前アの「事業開始前既存施設等健全性確認報告書」を、それぞれ契約終了日まで保管するものとする。なお、（５）に定める措置を講じたときは、当該措置の結果を反映させたものを保管するものとする。

（５）契約不適合に対する措置

前（３）による確認の結果、既存施設等に重大な契約不適合があるときは、契約書の定めに従うものとする。

５－２ 契約終了（事業期間満了）に伴う既存施設等の確認

（１）事業者による事前確認

ア 事業者は、事業期間終了日の 60 日前までに、既存施設等の健全性について確認を行い、その結果をまとめ、「事業終了時既存施設等健全性確認報告書」として、市に提出するものとする。

イ 事業者は、既存施設等の確認を開始する前に、実施日程やその他必要事項について、市と協議を行うものとする。

ウ 確認対象は、「５－１(４)ア」の「事業開始前既存施設等健全性確認報告書」に記載の設備等を基本とするが、事業期間中に追加された設備等がある場合は当該設備等を含め、撤去し、又は休止している設備等がある場合は除くものとする。また、市の特段の指示がある設備等については、その指示に従うものとする。

（２）確認の方法

市は、前（１）の「事業終了時既存施設等健全性確認報告書」を受理したときは、事業期間終了日までに事業者立会いの上、次に掲げるところにより、「事業終了時既存施設等健全性確認報告書」の記載内容について、確認を行うものとする。

ア 前（１）アにより健全性が確認できないときは、現地にて目視、設備等の運転その他により、確認を行うものとする。

イ 既存施設等の確認が困難又は健全性が判断できないときの措置については、市と事業者が協議の上、定めるものとする。

（３）確認結果及び保管

ア 事業者は、前（２）の市による確認が終了したときは、速やかに確認結果を前（１）アの「事業終了時既存施設等健全性確認報告書」に反映させ、「最終版 事業終了時既存施設等健全性確認報告書」として市に提出し、市の承諾を得るものとする。

イ 市及び事業者は、前アの「最終版 事業終了時既存施設等健全性確認報告書」を、それぞれ契約終了日から５年を経過する日まで保管するものとする。なお、（４）に定める措置を講じたときは、当該措置の結果を反映させたものを保管するものとする。

（４）契約不適合に対する措置

前（２）による確認の結果、既存施設等に重大な契約不適合があるときは、契約書の定めに従うものとする。

５－３ 契約解除に伴う既存施設等の確認

（１）事業者による事前確認

「５－２(１)ア」に記載する「事業期間終了日の 60 日前までに」を「市及び事業者が協議の上、定めた日までに」と読み替え、「５－２(１)」を適用するものとする。

（２）確認の方法

「５－２(２)」に記載する「事業期間終了日までに」を「市及び事業者が協議の上、定めた日までに」と読み替え、「５－２(２)」を適用するものとする。

（３）確認結果及び保管

「５－２(３)イ」に記載する「契約終了日から」を「契約解除により契約が終了した日から」と読み替え、「５－２(３)」を適用するものとする。

（４）契約不適合に対する措置

「５－２(４)」を適用するものとする。

第６章 移行期間の要求水準

６－１ 基本的事項

移行期間における要求水準は、本事業を確実に実施する上で市及び事業者が満たすべき基本的な要件であり、市と事業者の合意によりその効力を生じる。また、移行期間の具体的内容・手法等は事業者の提案によるものとする。なお、移行期間において、事業者が実施する内容・方法等に不備又は未完成の部分が生じた場合でも、これをもって、本契約上で事業者が負うべき責任を免れるものではない。

６－２ 事業着手時引継業務実施計画の作成

（１）市及び事業者の役割

移行期間における業務引継等は、事業者が主体的に実施するものとし、市又は市の指定する者は、事業者が本件施設等の習熟に必要として求める情報等の提供、教育訓練等への協力（指導を含む。）及び支援を行うものとする。

（２）事業着手時引継業務実施計画

ア 事業者は、契約締結日の翌日から業務引継等が実施できる体制を準備するものとする。

イ 事業者は、本件施設等の習熟に必要な情報、教育訓練等に係る指導を要する事項その他移行期間に実施する事項等を取りまとめた事業着手時引継業務実施計画を、契約締結日の翌日以降速やかに作成し事業着手時引継業務実施計画書を作成し、市に提出するものとする。

ウ 市及び事業者は、事業者が提出した事業着手時引継業務実施計画書について、速やかに検討・協議の上、事業着手時引継業務実施計画を決定し、この計画に基づいて、市又は市の指定する者及び事業者は、本件施設等の情報等の把握及び教育訓練等の実施、協力（指導を含む。）又は支援を行うものとする。

エ 事業着手時引継業務実施計画に変更があるときは、変更しようとする者が速やかに、相手方に通知するものとする。

６－３ 実施内容

移行期間の主目的は、事業者の本件施設等に関する習熟とする。事業者は、移行期間において本事業の実施に関し、必要な本件施設等の情報等の把握及び教育訓練等を行うものとし、市

又は市の指定する者は事業者が行う本件施設等の情報等の把握及び教育訓練等に、協力（指導を含む。）及び支援するものとする。

（１）本件施設の運転スキル等の習得

ア 完成図書、設計図書及び現地等による本件施設の能力、設備機能・仕様等の把握

イ 施設配置図、平面図及び現地等による本件施設の設備機器の位置等の把握

ウ 計装プロセスフロー、施設プロセスフロー等による自動化の程度、制御システム・運転操作方法等の把握

エ 過去の流入下水量等の実績(時間ごと、月ごと、季節ごと等の年間実績)による、本件施設の水量に係る特性の把握

オ 過去の故障内容や頻度、整備状況、異常時の対応措置等の把握

カ 流入下水の水質変動及びデータ実績、処理工程における水質実績、放流水質の変動及びデータ実績による本件施設の処理特性の把握

キ 水質検査項目、採水場所、頻度等の把握

ク 下水管路系統図等による下水処理区域の特性の把握

ケ その他、市又は事業者が必要とする事項

（２）本業務の実施に関する整備等

ア 第Ⅰ期５箇年事業実施計画書及び第Ⅰ期５箇年修繕計画書の作成

イ 事業期間における危機管理マニュアルの作成

ウ 事業開始年度における年間事業実施計画書及び年間修繕計画書の作成

エ 業務報告に関する書式の作成

オ 緊急時対応、運転操作等に関するマニュアルの作成

カ その他、市又は事業者が本業務の実施上必要とする事項

６－４ 実施体制（市及び事業者の体制）

移行期間における実施体制は、以下を適用する。

（１）市の体制

ア 業務実施体制

市の体制は、現行体制を維持するものとする。

イ 教育指導体制

教育指導は、移行期間（契約締結日の翌日から令和 11 年 3 月 31 日までの間）は、市又は市が指定する者が実施するものとする。

（２）事業者の体制

ア 業務実施体制

事業者は、提案した勤務体制等、基本実施計画に基づいた業務引継等が実施できる体制を準備するものとする。

イ 教育訓練体制

事業者は、移行期間中に「６－３（１）」に掲げる事項その他必要な事項について習得し、移行期間終了日の翌日から本事業を履行できるよう教育訓練体制等を準備するものとする。

（３）移行期間の延長等

ア 事業者は、移行期間中に本事業の全部又は一部の履行に必要な事項の習得が困難なときは、移行期間終了日の７日前までに、その事由及び延長期間等を明らかにした上で、「６－２（２）」の基本実施計画の変更計画を添えて、市に移行期間の延長を申し出ることができるものとする。

イ 市は、事業者による本事業の全部又は一部の移行期間の延長の申出について、合理的かつ正当な事由があると認めるときは、本事業の全部又は一部の移行期間の延長を承諾するものとする。この場合において、事業開始が遅延することにより、市に増加費用又は損害が生じるときは、事業者が負担するものとする。その額は、市及び事業者が協議の上、定めるものとする。

ウ 本事業の全部又は一部の移行期間を延長したときの当該年度の委託料は、契約書の定めによるものとする。

エ 事業者の移行期間の延長の申出に、合理的かつ正当な事由がなく、本事業が不履行となるおそれがあるときの措置は、契約書の定めによるものとする。

６－５ その他

移行期間の実施に当たって疑義がある場合は、市及び事業者は、相互に協力し、誠意をもってこれを解決するものとする。

第７章 施設改良等

７－１ 本件施設の一部の変更又は改良等

（１）事業者は、本事業を効果的かつ効率的に実施するため、契約書に基づき事業者の責任と費用により、本件施設の一部について変更又は改良等（以下「施設改良等」という。）を行うことができるものとする。事業者は、本件施設の一部について施設改良等を行う場合、次に示 す事項について記載した変更又は改良等実施計画（以下「施設改良等実施計画」という。）を市に提出するものとする。なお、本件施設の一部の変更又は改良等と同時に、「７－２（１）」に記載する設備設置を行う場合は、施設改良等実施計画に含めるものとする。

ア 変更又は改良等を行う対象部分の名称又は場所、変更又は改良等が必要な理由、想定される効果等

イ 変更又は改良等に関する図面（平面図、立面図、断面図等）

ウ 変更又は改良等に関する実施工程計画

（２）前（１）の施設改良等実施計画は、施設改良等を実施する日の 30 日前までに提出するものとし、市は、この計画を受理したときは、速やかに、事業者と協議した上で、施設改良等を実施する日の 10 日前までに施設改良等実施計画について可否を決定するものとする。

（３）事業者は、本件施設の一部の変更又は改良等が終了したときは、その終了日の翌日から 10 日以内に、変更又は改良等の工事写真、施工図面その他必要事項について、実施報告書を作成し、市の承認を得るものとする。なお、実施報告書は 2 部作成し、市及び事業者が、それぞれ各 1 部を、事業期間終了日まで保管するものとする。

（４）本件施設の一部の変更又は改良等の実施により、要求水準書の変更を要するとき、又は要求水準書の変更により市若しくは事業者に費用の増減若しくは損害が生じたときの措置は、契約書の定めるところによるものとする。

（５）事業者は、本契約の終了時までに、市が残置を承認した設備を除き、本事業において施設改良等を行った部分について、事業者の責任及び費用により原状に復旧すること。

（６）契約書の定めるところにより、変更又は改良等を実施した部分が原状に復したことの確認は、変更又は改良等実施計画及び実施報告書に基づいて行うものとする。

７－２ 本件施設への設備の設置

（１）事業者は、本事業を効果的かつ効率的に実施するため、契約書に基づき事業者の責任と費用により、本件施設に設備を設置することができるものとする。事業者は、本件施設に設備を設置しようとするときは、次に示す事項について記載した設備設置実施計画を市に提出するものとする。

ア 設置する設備の名称及び設置場所、設備の設置が必要な理由、想定される効果等

イ 設置する設備に関する図面等（設備仕様書、組立図、機器断面図、機器位置図等）

ウ 設備の設置に関する設置工程計画

（２）前（１）の設備設置実施計画は、設備設置を実施する日の 30 日前までに提出するものとし、市は、この計画を受理したときは、速やかに、事業者と協議した上で、設備設置を実施する日の 10 日前までに設備設置実施計画について可否を決定するものとする。

（３）事業者は、当該設備の設置が終了したときは、その終了日の翌日から 10 日以内に設置に関する工事写真、施工図面その他必要事項について実施報告書を作成し、市の承認を得るものとする。なお、実施報告書は 2 部作成し、市及び事業者が、それぞれ各 1 部を、事業期間終了日まで保管するものとする。

（４）本件施設に当該設備を設置することにより、要求水準書の変更を要するとき、又は要求水準書の変更により市若しくは事業者に費用の増減若しくは損害が生じたときの措置は、契約書の定めるところによるものとする。

（５）事業者は、本契約の終了時までに、市が残置を承認した設備を除き、自ら設置した設備を事業者の責任及び費用により撤去するとともに、当該設備の設置に伴い変更した部分を原状に復旧すること。

（６）契約書の定めるところにより、本件施設に設備を設置した部分が原状に復したことの確認は、設備設置実施計画及び実施報告書に基づいて行うものとする。

第８章 業務報告書類に関する事項

８－１ 業務日報

事業者は、業務日報を作成し、本件施設に備えるとともに、契約書に定めるところにより、市に提出するものとする。

（１）業務日報の内容

事業者は、移行期間にて得られた知見やこれまでの業務報告書、別紙 6 表 １１-４を基に、業務日報を作成するものとする。なお、業務日報は当該実施日ごとに市に提出するものとする。

（２）業務日報の改善等

事業者は、別紙６表 １１-４に示す業務日報の内容について、必要があるときは市の意見を聞いて、その内容、提出方法等を改善するものとする。

（３）業務日報の様式等

事業者は、業務日報の内容を踏まえ、事業実施計画書に業務日報の様式を添付するものとし、市及び事業者は、これを基に協議し、業務日報の記載事項を含め様式を定めるものとする。

８－２ 月間業務報告書

事業者は、移行期間にて得られた知見やこれまでの業務報告書、別紙６表 １１-５を基に月間業務報告書を作成し、契約書に定めるところにより、市に提出するものとする。なお、月間業務報告書は目次を作成し、「月間業務報告書」として、一括して提出するものとする。

８－３ 年間業務報告書

事業者は、移行期間にて得られた知見やこれまでの業務報告書、別紙 6 表 １１-６を基に、年間業務報告書を作成し、契約書に定めるところにより、市に提出するものとする。なお、年間業務報告書は目次を作成し、「年間業務報告書」として、一括して提出するものとする。

８－４ 業務報告書の改善等

事業者は、別紙６ 表 １１-５、別紙６表 １１-６に示す月間業務報告書及び年間業務報告書の内容等について、必要があるときは市の意見を聞いて、その内容等を改善するものとする。

８－５ 報告書の構成等

（１）月間業務報告書

事業者は、月間業務報告書の内容を踏まえ、事業実施計画書に月間業務報告書の構成等を添付するものとする。市及び事業者は、これを基に双方協議により、月間業務報告書の記載事項を含め構成等を定めるものとする。

（２）年間業務報告書

事業者は、年間業務報告書の内容を踏まえ、事業実施計画書に年間業務報告書の構成等を添付するものとする。市及び事業者は、これを基に双方協議により、年間業務報告書の記載事項を含め構成等を定めるものとする。

第９章 危機管理（緊急時対応業務等）に関する要求水準

９－１ 基本事項

事業者は、災害・事故等のリスクを想定して有効な対策を講じておくとともに、災害・事故等が発生した場合には被害を最小限に抑制できるよう、緊急時の対応ができる体制を構築し、適切な対応を行うものとする。

事業者が行う危機管理の対象は、本件施設であり、災害・事故等発生時における役割分担は、その規模にかかわらず、原則として、平常時と同じとする。なお、市及び事業者の費用負担等については、契約書の定めに従うものとする。

９－２ 危機管理マニュアルの作成

事業者は、災害・事故等の緊急時の対応を定めた危機管理マニュアルを作成し、適宜改定を行うものとする。

（１）危機管理マニュアルには、緊急事態の発生に対応する具体的な執行体制を定めるものとする。

（２）危機管理マニュアルは、下水道施設ごとに作成するものとする。ただし、業務内容や対応地域を勘案し、一体として管理することが効率的な場合は、統合して作成することも認めるものとする。

（３）危機管理マニュアルには、災害・事故等発生時の対応手順、特に初動対応の手順、関係機関等との連絡、応急復旧等の行動手順等を明確に記載するとともに、市の対応と整合を図るものとする。

（４）作成及び改定に当たっては、大雨、地震、暴風、洪水、設備事故、テロ等の発生が想定される事象を十分考慮するものとする。

（５）事業者は、契約書において定められた期日までに危機管理マニュアルを市に提出し、市と協議の上、市の承諾を得るものとする。

９－３ 災害・事故等の緊急事態への対応

災害や事故等の緊急事態発生時における市及び事業者が対応すべき事項及び費用負担等については、事業者が提出する危機管理マニュアルを基に、市と事業者が協議により定めるものとする。

９－４ 下水道施設における対応等

（１）流入下水の水質異常における対応等

流入下水の水質異常により、水処理に影響を与えるおそれがあるとき又は流入下水の水質異常が疑われるときは、市及び事業者は、次の対応等を行うものとする。

ア 事業者は、当該事象を確認したときは、危機管理マニュアルに基づき、初期対応を行うとともに、直ちに口頭により、その旨を市に連絡するものとする。

イ 市は、事業者から流入下水の水質異常について連絡を受けたときは、当該状況を確認の上、事業者と協議し、とるべき対応等を判断し、事業者に対応等を指示するものとする。

ウ 事業者は、市の指示に基づき当該対応等に係る操作等を行うとともに、当該状況について監視し、その状況を逐次、市に報告するものとする。

エ 市は、必要に応じて、当該事象の発生について原因調査を行うものとし、事業者は業務履行に支障がない範囲において、これに協力するものとする。

（２）放流水の水質異常における対応等

ア 放流水の水質が水質汚濁防止法、福岡県条例又は下水道法に定める水質基準を満足しないとき又はそのおそれがあるときは、市及び事業者は、前（１）イの「流入下水の水質異常」を「放流水の水質異常」に読み替えて、前（１）のア～ウの対応等を行うものとする。

イ 事業者は、当該事象の発生について原因調査を行うものとし、市は、必要に応じて、これに協力するものとする。

（３）異常水量における対応等

下水道施設の浸水又はそのおそれが生じたときは、市及び事業者は、前（１）イの「流入下水の水質異常」を「流入下水量の異常」に読み替えて、前（１）のア～エの対応等を行うものとする。

第１０章 契約終了時の措置

１０－１ 業務引継書の作成等

（１）事業者は、事業開始後 6 か月以内に、本件施設の運転方法や留意事項等を記載した引継書（以下「業務引継書」という。）を作成し、契約が終了するまで、本件施設に備えるものとする。事業者は、業務引継書を作成したときは、速やかに市に通知するものとする。

（２）市は、いつでも、本件施設において業務引継書を閲覧し、又は事業者に対してその内容について説明を求めることができるものとする。

（３）事業者は、業務引継書が最新となるよう必要に応じて、業務引継書の内容を変更するものとし、当該内容を変更したときは、市に対して、速やかに変更した旨を通知するものとする。

１０－２ 業務引継書の内容

事業者は、業務引継書に、次の事項を含むものとするが、本件施設の運転管理、点検上の留意点等、市又は市の指定する者が確実に把握できる内容とする。なお、事業者は、事業期間を通じて、業務引継書を適宜改訂し、最新の状態に維持するものとする。

（１）施設の運転管理

ア 運転管理上で留意すべき事項

イ 運転管理上での特別な操作（計装設備、設定器等の調節状況等）

（２）施設の保守管理

ア 保守点検上で留意すべき事項

イ 設備装置で留意すべき事項

（３）災害・事故時等の対応

（４）第 4 期ストックマネジメント計画に基づく調査結果

（５）その他留意事項

（６）市は、必要と認めたときは、業務引継書の内容等の追加、変更について、事業者に要請することができるものとする。

１０－３ 文書の公開

市は、市の業務を行う上で必要が生じたときは、業務引継書の全部又は一部を公開することができるものとする。

この場合、市は事前に、業務引継書の全部又は一部を公開することについて、事業者の意見を聞かなければならないものとする。

１０－４ 業務引継期間等

（１）事業期間満了に伴う業務引継

ア 事業期間満了に伴い契約が終了するときは、事業者は、市の指示に基づいて、事業期間の終了日までに市又は市の指定する者に業務引継を行うものとし、その期間は、事業期間終了日前の 6 か月の間を原則とする。

イ 業務引継に係る費用は、引継ぎを行う側の費用を事業者が負担し、引継ぎを受ける費用は市又は市の指定する者が負担するものとする。

（２）契約解除に伴う業務引継

契約解除に伴い契約が終了するときは、当該契約解除事由を踏まえ、業務引継の時期及び費用負担その他必要事項については、市及び事業者が、協議の上で定めるものとする。

１０－５ 事業者が設置した設備等の譲渡

事業者が設置した設備等の譲渡を市が要求した場合の清算方法は、契約書に定めるところによる。